

平成25年度和歌山市行政評価委員会  
意見書

和歌山市行政評価委員会



## 平成25年度和歌山市行政評価委員会による外部評価意見書

平成25年5月23日付け和行経第24号で諮問のあった、市長が実施するその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について、意見をまとめたので答申する。

平成25年10月2日

和歌山市長 大橋 建一 様

### 和歌山市行政評価委員会

委員長	吉村 典久
副委員長	末吉 亜矢
委員	池永 謙
委員	片山 直子
委員	小西 里枝
委員	下村 泰彦
委員	辻 健
委員	中村 達也
委員	古川 孝明
委員	和中 善之

# 目 次

1 総評	P. 1
(1) 「目的」と「手段」の取り違え	P. 1
(2) 事業間の調整などの必要性	P. 2
(3) 「他都市の状況」の調査のあり方	P. 2
(4) 「聖域」の存在	P. 2
(5) プレゼンテーションの改善	P. 2
2 外部評価結果の概要	P. 3
(1) 外部評価結果の総括	P. 3
(2) 外部評価対象事業の評価結果	P. 4
<b>【外部評価結果】</b>	
平成25年度外部評価公開事業	P. 5
平成25年度外部評価非公開事業	P. 46
参 考 資 料	
1 外部評価の概要	P. 98
2 外部評価の流れ	P. 100
3 公開外部評価のタイムスケジュール	P. 100
4 和歌山市行政評価委員会名簿	P. 101
5 和歌山市行政評価委員会開催状況	P. 101



## 1 総評

和歌山市行政評価委員会は、平成15年度に設置され、外部評価を行ってきた。

今年度は、平成25年5月23日付けで和歌山市長から自身が実施するその権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うよう、本委員会に対し諮問があった。

これを受け、本委員会において審議を重ね、対象事業を選定し、全634事業のうち、30事業について外部評価を行った。

具体的には、「第4次和歌山市長期総合計画 基本構想・前期基本計画」の施策のうち(1)自治事務として位置付けられている(2)事業費が概ね300万円以上の事業を参考とし、本委員会が必要であると判断した事業を選定し、各事業の担当課からヒアリングを行い、点検及び評価を行った。

外部評価の目的は、(1)成果や必要性を考慮したより効率的・効果的な行政運営の推進(2)コスト意識の醸成等、職員の意識改革(3)市民の皆様への説明責任の向上であるが、本年度は昨年度同様、より市政の透明性を高めるため、対象事業の一部(30事業のうち6事業)について、その審議過程を市民の皆様へ公開した。外部評価の審議過程を公開することは、市民の皆様に対して行政の行う事業内容を少しでも理解していただいたことと、担当課の意識改革に役立ったのではないかと考える。

なお、点検に当たっては、妥当性、有効性、効率性の3つの視点から(1)市の関与は妥当か、民間で行うべきではないか(2)対象や目的を変更することで、費用対効果が向上しないか(3)上位の政策体系(施策等)に貢献しているか(4)事業の成果は十分か、向上の余地はないか(5)類似事業がある場合、再編することで成果を向上できないか(6)成果を下げることなく、コスト削減できないか(7)受益者負担の適正化の余地はないか、といった項目で行い「事業内容の方向性」と「コスト投入の方向性」の両面から評価を行った。

この意見書に記載している行政評価委員会の意見は、学識経験者、企業経営者及び公募市民等がそれぞれの専門性を生かし述べたものであり、これらの意見を今後の効率的・効果的な行政運営のために役立てていただければ幸いである。

以下、今年度の外部評価を通して、全体的に感じた事を書き添えたいと思うので更なる改善への取り組みに結び付くことを期待したい。

### (1)「目的」と「手段」の取り違え

和歌山市による各種の事業における最終的な目的は、市民にとって価値のある、有効性の高いサービスの提供にある。また、そうしたサービスが短期的ではなく、中長期にわたって提供され続けるためにも、効率性の観点も十二分に考慮されることも当然に必要である。

こうした観点から各種の事業を検討したとき、事業そのものの維持が目的となり、

事業の果たすべき役割、目的が二の次となっている場合が見受けられた。当初、目的遂行のために取られた手段が存在していたが、現在となつては、その手段そのものの維持が事業の目的となっていると思われる事業が存在した。

そうした問題のある各種事業のあり方を検討するに当たっては、その目的が何であったのか、その目的を果たすための代替案にはいかなる手段があり、現在、採用されている手段が最適なものであるのか否か、こうした観点からの検討を求めたい。

## (2) 事業間の調整などの必要性

各事業の果たすべき役割、目的を見たとき、その類似性を指摘できるものが少なからず存在した。そうした場合、つまり目的における類似性が存在する場合には、事業間における調整、協働、さらには統合といった形で事業の効率化に積極的に取り組んでいくことを求めたい。

## (3) 「他都市の状況」の調査のあり方

和歌山市による事業が適切な形で行われているかをはかるために、事業シートに「他都市の状況」を調査、記載するようになっている。

比較することは、非常に重要であり今後も継続すべきであると考えますが、比較する都市の選択に当たっては十二分な検討を求めたい。現状においては「中核市の状況、国等の基準との比較等」とあり、特に他の中核市の状況との比較が多くなっている。それらとの比較が適切な場合もあろうが、事業の適切さを検討する場合においては、県内の他市町村、県内外の近接する市町村などとの比較が適切な場合もあろう。そうした場合には適宜、柔軟な形で比較する都市を選択していただきたい。

## (4) 「聖域」の存在

一部の事業については、官たる和歌山市が実施することが当然必須であると市民全体に認識されている場合がある。そうした事業については和歌山市が継続して実施していくべきであろうが、「当然必須である」との認識から、その存在が今後、「聖域」となることがないように、注意を払う必要がある。妥当性が極めて高い事業についても、可能な限り効率性の観点からの事業運営を心掛けるべきであると考えられる。

## (5) プレゼンテーションの改善

プレゼンテーションの手法については、改善を心掛けている状況が見受けられる。ただし、いくつかの事業についてのプレゼンテーションにおいては、時間制限のあるなかで、その要点を説明するという点において、難のあるものがあつたことも事実である。質疑応答も含めて、より改善を求めたい。

## 2 外部評価結果の概要

### (1) 外部評価結果の総括

本年度の外部評価（全30事業）の概要は以下のとおりである。

（公開・非公開全体）

評価区分		外部評価	担当課評価
①	拡大（コストを増やしてでも成果を向上させる必要がある事業）	3事業	5事業
②	生産性向上（コストを増やすことなく、成果を向上させる必要がある事業）	16事業	2事業
③	効率性向上（成果を下げることなく、コストを縮小させる必要がある事業）	2事業	0事業
④	協働化（コストを縮小させるとともに、成果を向上させる必要がある事業）	1事業	0事業
⑤	現状維持（計画どおりに進めることが適当である事業）	7事業	23事業
⑥	縮小（事業を縮小させる必要がある事業）	0事業	0事業
⑦	廃止（抜本的見直し、廃止の検討が必要な事業）	1事業	0事業

### 【参考】評価表

事業内容の方向性	充実		④	②	①
	現状維持		③	⑤	
	縮小		⑥		
	廃止	⑦			
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
		コスト投入の方向性			

上記については、今回外部評価を行った全30事業についての事業の評価であるが、担当課評価（自己評価）を見ると、事業内容及びコスト投入の方向性がともに「現状維持」とした事業が、全30事業中23事業となっており、全体の76.7%を占めている。これは、担当課において事業の点検をした結果、現行の事業の内容、進め方、成果について問題はなく、またコストの投入についても適当であると判断したものであり、「見直し・改善」は必要ないといった評価結果である。

一方で、外部評価の結果を見ると、事業内容及びコスト投入の方向性がともに「現状維持」とした事業が、7事業にとどまっており、全体の23.3%となっている。逆に23事業、全体の76.7%において、何らかの「見直し・改善」が必要と判断している。

特に外部評価において、事業内容は、「充実」させるべきだが、コスト投入は、「現

状維持」と判断された事業が16事業、全体の53.3%となっており、現行のコストの中で「見直し・改善」を進め、事業をより良くするための工夫が必要と判断したところである。

これらは、マネジメントサイクル（PDCA）に基づく、行政組織内における「見直し・改善」の意識が浸透していない現状の表れであり、外部評価の結果は「見直し・改善」を求めており、職員の強い意識改革が必要と考える。さらに「見直し・改善」においても、コストを増加させることなく事業を充実させるよう、行政組織内で智恵を絞り、創意工夫して行政サービスの向上に向けて更なる努力を行っていただきたい。

## （2）外部評価対象事業の評価結果

「和歌山市行政評価委員会による外部評価結果」は次のとおりである。

なお、外部評価の結果については、公開事業と非公開事業に分けて行うものとする。

平成25年度 外部評価公開事業

分野別 目標	政策	施策	事業名	担当課	担当委員	外部評価結果		担当課評価		
						事業内容	コスト	事業内容	コスト	
1	1 安心して、安全に暮らせるまち	1 総合防災対策の充実	3 災害等に強い体制づくりの推進	大規模災害用備蓄対策事業	総合防災課	吉村委員長 末吉副委員長 池永委員 片山委員 中村委員 和中委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
2	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	子育て支援課	吉村委員長 末吉副委員長 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
3	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	私立保育所特別運営交付事業	保育課	吉村委員長 末吉副委員長 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	充実	現状維持	充実	拡大
4	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4 社会保障制度の充実	1 社会保障制度の充実	介護認定調査・審査等事業 (認定調査)	介護保険課	吉村委員長 末吉副委員長 池永委員 片山委員 中村委員 和中委員	現状維持	現状維持	充実	現状維持
5	3 市民と地域がつくる元気なまち	3 観光の振興	2 観光客の誘致	観光誘客対策事業(観光 キャンペーン・イベント開 催等)	観光課	吉村委員長 末吉副委員長 池永委員 片山委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
6	4 自然環境と都市基盤が調和した快適なまち	2 公共交通体系の充実	1 公共交通機関の機能強化	バス路線維持対策事業	交通政策課	吉村委員長 末吉副委員長 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	充実	縮小	現状維持	現状維持

※各事業に対する評価内容や意見については、各「事業シート」の行政評価委員会意見をご覧ください。

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	大規模災害用備蓄対策事業
-------	--------------

位置づけ	所 管	危機管理	局	危機管理	部	総合防災	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	安心して、安全に暮らせるまち		政策	総合防災対策の充実		
	根拠法令及び個別計画	施策	災害等に強い体制づくりの推進		取組	重点	物資確保体制の確立 ○	
	3つのキーワード	いのちを守る	○	人と文化を育てる		ふるさと力を高める		
	関連課・関連事業	和歌山市地域防災計画						
	事業実施方法	■ 全部直営 □ 一部委託 □ 全部委託 □ 補助金等交付事務 □ その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	平成7年度		終了年度	設定なし	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)				
		市民	東海・東南海・南海地震などの大規模災害時に備え、最低限必要な物資の備蓄を行う。				
事業の内容	食糧、生活用品、資機材等の備蓄を行っており、備蓄数は目標値を達成している。 備蓄の主なものとして、アルファ化米(5年)、乾パン(5年)、飲料水(5年)、粉ミルク(1.5年)、毛布、オムツ、生理用品、ブルーシートなどを行っており、消費期限のあるものは有効活用しながら順次入れ替えている。						

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	25年度当初予算	14,836					14,836	13,867	28,703	常勤 1.81 非常勤 0.28
	24年度決算	18,658		2,969			15,689	13,867	32,525	常勤 1.81 非常勤 0.28
	23年度決算	12,532		1,747			10,785	12,606	25,138	常勤 1.56 非常勤 0.33
25年度当初予算 主な内訳(千円)	備蓄食料品(アルファ化米、粉ミルク、カンパン) 3,215千円、備蓄毛布真空パック再処理567千円、公共下水道接続型仮設トイレ10,249千円									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		備蓄食糧数 (アルファ化米及び乾パン)	食	目標	69,120	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	東海・東南海・南海地震における避難者数24,000人に対し、3日間必要とされる物資の1/3(72,000食)を備蓄
				実績	70,560	69,120	74,206	75,902			
	長期総合計画	○	達成率	102.08%	96.00%	103.06%	105.42%				
	成果指標	備蓄毛布	枚	目標	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000	東海・東南海・南海地震における避難者数24,000人に対し、1人1枚を備蓄
				実績	17,339	17,339	17,339	17,339			
長期総合計画				達成率	72.25%	72.25%	72.25%	72.25%			

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		食糧の備蓄率 (アルファ化米及び乾パン)	%	目標	96	100	100	100	100	100	東海・東南海・南海地震における避難者数24,000人に対し、3日間必要とされる物資の1/3(72,000食)を備蓄
				実績	98	96	103	105			
	長期総合計画	○	達成率	102.08%	96.00%	103.00%	105.00%				
	備蓄毛布の備蓄率	%	目標	100	100	100	100	100	100	東海・東南海・南海地震における避難者数24,000人に対し、1人1枚を備蓄	
			実績	72	72	72	72				
長期総合計画			達成率	72.00%	72.00%	72.00%	72.00%				

## 平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

<b>他都市の状況</b>	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等) 市区町村における備蓄状況 (総務省消防庁「地方防災行政の現況」平成24年4月1日の資料から) 乾パン751団体1,175万食、インスタント麺類54団体7万個、米1014団体5,044トン、缶詰(主食)398団体398万缶、飲料水1,100団体23,765キロリットル 中核市の状況 (平成21年度の調査分) 西宮市 (アルファ化米26,300、乾パン45,680) 高松市 (アルファ化米24,100、乾パン4,200) 福山市 (アルファ化米8,250、乾パン22,892) 大津市 (アルファ化米36,890、乾パン36,132) 東大阪市 (アルファ化米62,935、乾パン33,408)	未実施都市の有無
		不明

<b>事業の点検</b>	妥当性評価(事業ニーズはあるか) <input type="checkbox"/> 増加している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	妥当性評価(事業手段は妥当か) <input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か) <input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	有効性評価(更に効果が期待できるか) <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか) <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか) <input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	災害発生時に必要な緊急物資の確保が困難になる。
---------------	-------------------------

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

行政評価委員会 評価				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

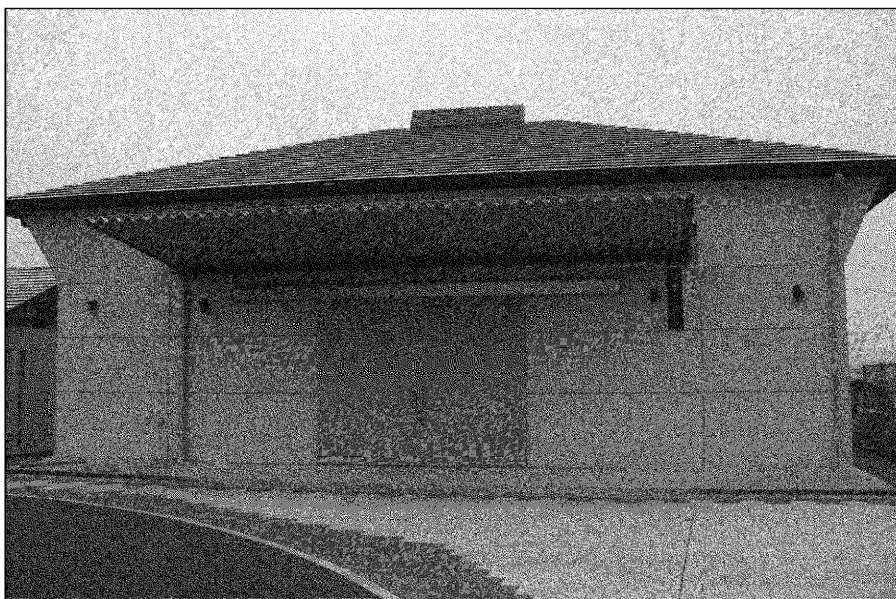
担当課評価の根拠	東海・東南海・南海地震発生時の避難者想定数2万4千人として備蓄。 備蓄方針として、輸送手段の障害から輸送ルート等が確立するまでの3日間に必要とされる「生命の維持と最低限度の生活の維持」に必要な物資を備蓄し、概ね目標を達成している。(備蓄数量：市備蓄1/3、県・流通備蓄1/3、市民備蓄1/3) 避難者想定が変更された場合、備蓄の見直しが必要である。
----------	--

見直し・改善(案)  ※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。	
--	--

行政評価委員会意見	・今後も市民が何を備蓄しておくべきかの周知を行いながら、想定外が起きないように、計画どおりに事業を進めていただきたい。
-----------	---

## 備蓄拠点倉庫

写真は和歌山市第二備蓄倉庫（和歌山市平井470番地の1）





南北区分	種別	番号	施設名	アルファ化米セット(食)	アルファ化米個別(食)	乾パン(缶)	飲料水(500ml・本)	粉ミルク(缶)	粉ミルクアレルギー対応品(缶)	毛布(枚)	市民提供・毛布(枚)	アルミ袋(枚)	トイレ処理セット(回)	簡易トイレ(セット)	オムツ(枚)	生理用品(枚)	土嚢袋(枚)	ブルーシート(枚)	マスク(枚)		
1	南部	1	備蓄倉庫(芦原)	4,400	9,400	2,832	20,088	348	4	1,040	0	2,000	6,600	140	384	2,376	5,000	590	2,000		
2	北部	2	第二備蓄倉庫(平井)	5,500	9,650	3,048	9,432	120	4	2,550	135	1,700	5,400	40	333	1,584	2,000	426	2,000		
3	北部	3	第三備蓄倉庫(野崎)	5,500	9,700	1,680	7,152	120	4	1,010	0	1,700	5,400	40	333	782	2,600	430	2,000		
4	北部	4	六十谷第2浄水場	0	0	0	23,856	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
5	南部	5	中央終末処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
6	南部	6	消防局(各消防署)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
7	南部	7	中央市場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,088	0		
8	☆	☆	その他	0	0	0	0	0	0	10	7	0	0	0	0	0	0	0	10		
9	北部	小学校	1	湊小学校	0	0	240	120	0	0	110	10	270	600	0	0	0	0	120	0	
10			2	野崎小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	0	120	0
11			3	松江小学校	0	0	240	240	0	0	90	40	270	600	0	0	0	0	0	120	0
12			4	木本小学校	0	0	240	240	0	0	5,430	20	250	600	0	0	0	0	0	120	0
13			5	貴志小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
14			6	梶見小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
15			7	加太小学校	0	0	240	240	0	0	240	35	290	600	0	0	0	0	0	120	0
16			8	西脇小学校	0	0	216	216	0	0	180	10	270	600	0	0	0	0	0	120	0
17			9	有功小学校	0	0	240	240	0	0	180	30	250	600	0	0	0	0	0	120	0
18			10	函川小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
19			11	紀伊小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
20			12	山口小学校	0	0	240	240	0	0	180	40	250	600	0	0	0	0	0	120	0
21			13	川永小学校	0	0	240	240	0	0	220	120	270	600	0	0	0	0	0	120	0
22			14	野崎西小学校	0	0	240	234	0	0	180	9	270	600	0	0	0	0	0	120	0
23			15	嶋滝小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
24			16	福島小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
25			17	八幡台小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
26			18	梶見西小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
27			19	梶見東小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
28			20	貴志南小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	0	120	0
29			21	藤戸小学校	0	0	240	240	0	0	180	0	300	600	0	0	0	0	0	120	0
30			22	有功東小学校	0	0	240	240	0	0	180	120	250	600	0	0	0	0	0	120	0
31	中部	中学校	1	河北中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
32			2	河西中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
33			3	加太中学校	0	400	240	648	0	0	0	0	250	600	10	0	0	0	120	0	
34			4	西脇中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
35			5	紀伊中学校	0	400	240	648	0	0	170	0	250	600	10	0	0	0	120	0	
36			6	梶見中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
37			7	有功中学校	0	400	240	648	0	0	360	0	360	600	10	0	0	0	120	0	
38			8	貴志中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
39	南部	小学校	23	本町小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
40			24	大新小学校	0	0	240	240	0	0	220	20	270	600	0	0	0	0	120	0	
41			25	広瀬小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
42			26	吹上小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0	
43			27	雄滝小学校	0	0	216	240	0	0	170	0	270	600	0	0	0	0	120	0	
44			28	城北小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
45			29	砂山小学校	0	0	240	240	0	0	40	40	270	600	0	0	0	0	120	0	
46			30	高松小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	270	600	0	0	0	0	120	0	
47			31	宮北小学校	0	0	240	240	0	0	180	50	250	600	0	0	0	0	120	0	
48			32	新雨小学校	0	0	240	240	0	0	180	40	250	600	0	0	0	0	120	0	
49			33	雑賀崎小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
50			34	雑賀小学校	0	0	240	240	0	0	180	40	270	600	0	0	0	0	120	0	
51			35	宮小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0	
52			36	四箇郷小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
53			37	芦原小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0	
54			38	中之島小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0	
55			39	和歌浦小学校	0	0	240	240	0	0	130	0	270	600	0	0	0	0	120	0	
56			40	宮前小学校	0	0	240	240	0	0	180	47	250	600	0	0	0	0	120	0	
57	41	三田小学校	0	0	240	240	0	0	170	20	250	600	0	0	0	0	120	0			
58	42	名草小学校	0	0	240	240	0	0	176	0	270	600	0	0	0	0	120	0			
59	43	西和佐小学校	0	0	240	240	0	0	180	50	250	600	0	0	0	0	120	0			
60	44	岡崎小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0			
61	45	和佐小学校	0	0	240	240	0	0	140	30	250	600	0	0	0	0	120	0			
62	46	山東小学校	0	0	240	240	0	0	180	30	250	600	0	0	0	0	120	0			
63	47	山東東小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0			
64	48	安原小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0			
65	49	小倉小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0			
66	50	太田小学校	0	0	240	240	0	0	180	10	250	600	0	0	0	0	120	0			
67	51	今福小学校	0	0	240	240	0	0	130	10	250	600	0	0	0	0	120	0			
68	52	四箇郷北小学校	0	0	240	240	0	0	180	20	250	600	0	0	0	0	120	0			
69	53	浜宮小学校	0	0	240	240	0	0	240	20	290	600	0	0	0	0	120	0			
70	中部	中学校	9	日進中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
71			10	伏虎中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
72			11	東和中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
73			12	西和中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
74			13	城東中学校	0	400	240	648	0	0	170	0	250	600	10	0	0	0	120	0	
75			14	西浜中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
76			15	明和中学校	0	400	240	648	0	0	170	0	250	600	10	0	0	0	120	0	
77			16	紀之川中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
78			17	高積中学校	0	400	240	648	0	0	220	0	270	600	10	0	0	0	120	0	
79	18	東中学校	0	400	240	648	0	0	380	0	380	600	10	0	0	0	120	0			
合計				15,400	35,950	24,552	84,762	588	12	23,026	1,313	24,000	60,000	400	1,050	4,752	9,800	15,065	6,000		

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
-------	--------------------------

位置づけ	所 管	福祉 局 こども未来 部 子育て支援 課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち 施策 子育て支援の充実 政策 子育て支援の充実 取組 重点 地域で取り組む子育て環境づくり ○
	根拠法令及び個別計画	児童福祉法・和歌山市次世代育成支援行動計画
	3つのキーワード	いのちを守る 人と文化を育てる ○ ふるさと力を高める
	関連課・関連事業	
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】

事業概要	事業期間	開始年度 平成9年度 終了年度
	事業の目的	対象者(誰を・何を) 意図(どういう状態にしたいのか) 就園前の子どもを持つ親子 交流の場の提供、相談、情報の提供、講習、地域支援活動を行う保育所に対し、交付金を交付し、子育て中の親の負担緩和、良好な環境のもとで子どもが健やかに成長できるように努める。
	事業の内容	交流の場の提供、子育ての相談、講習、地域支援活動等を行い、保育所に特別交付事業費交付金の交付を行う。年度当初に補助金等交付申請書・事業計画書・予算書を提出、年度末に事業実績報告書・収支計算書を提出させ、補助金の確定を行う。一事業所につき7,920千円を補助（市補助率1/2）。

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	25年度当初予算	55,440	27,720				27,720	3,642	59,082	常勤 0.49 非常勤
	24年度決算	55,440	27,720				27,720	3,642	59,082	常勤 0.49 非常勤
	23年度決算	55,440	27,720				27,720	3,303	58,743	常勤 0.44 非常勤
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	負担金・補助金及び交付金 55,440千円								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		実施施設数(拠点施設の数)	施設	目標	14(7)	14(7)	14(7)	14(7)	14(7)	7	市内中学校校区に1施設を設置 (14施設はつどいの広場と合わせての数)
				実績	7	7	7	7			
	長期総合計画	○	達成率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%				
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
				目標							
実績											
長期総合計画	達成率										

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		地域子育て支援拠点事業利用者数(累計)	人	目標	41,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	1施設年間6千人を目標
				実績	33,986	31,090	34,247	35,000			
	長期総合計画	達成率	82.89%	74.02%	81.54%	83.33%					
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠		
			目標								
実績											
長期総合計画	達成率										

## 平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

<b>他都市の状況</b>	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	地域子ども・子育て支援事業の特定事業の一つでありほとんどの自治体において実施している。 他都市の状況は別紙添付。なお、奈良市・大津市を調査した理由として近畿圏の中核市・県庁所在地であり、人口規模が近いため比較対象として調査を行いました。	未実施都市の有無  有 ・ 無
			(無)

<b>事業の点検</b>	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input type="checkbox"/> 市が行うべき <input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	現在、利用者は増えており、利用者の子育て不安の相談、子育て情報の提供等を行っており事業の廃止等を行った場合、利用者の行き所がなくなり子育て不安に悩む親が増えていくと思われる。
---------------	---

担当課 評価(一箇所を「○」を記入)				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

行政評価委員会 評価				
事業内容の方向性	充実			○
	現状維持			
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

担当課評価の根拠	利用者は増加しているため現状の事業内容で今後も運営していきたいと考えており、長期総合計画においては14箇所の拠点事業(地域子育て支援センター・つどいの広場)を実施する計画である。また、平成24年度から今まで別々の課で行っていた拠点事業が子育て支援課の事業となり、お互いの事業の担当者同士の交流会を行い、意見交換をすることで事業の充実を図っている。平成27年度から認定こども園制度の本格施行に伴い、認定こども園に移行した園は地域の子育て支援事業を行わなければならない、現在、実施している民間保育所での拠点事業のあり方を検討する必要がある。
----------	--

見直し・改善(案)	※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。
-----------	---

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の成功事例の調査、さらに利用者へのアンケートの導入による効果計測など、コストを維持しながら改善点を見つけ出し、内容を充実させていくことが必要。</li> <li>・補助金が一律となっているが、利用者数の違いなどで補助金額の増減をするなど、各事業所へ内容を充実・工夫させる働きかけをすることも必要。</li> <li>・類似事業との統合、更なる連携も踏まえ、事業をより効率的に行うよう検討すべき。</li> </ul>
-----------	--

頁(H24)	20千円	756千円	40千円
--------	------	-------	------

# 和歌山市地域子育て支援センター

あそびにおいでよ！

開設時間

各支援センターへお問い合わせください



## センターはみんなの子育ての広場です

### 子育て相談

電話・来所・訪問による相談です。子育てをしていると、迷ったり、考え込みんだり、自信がなくなったりすることは、誰にでもありますね。そんな時、誰かに話すと、気持ちがスーッと軽くなります。いつでも気軽に電話や、支援センターへお越しください。ご希望によっては、訪問もさせていただきます。

★月～土（祝日は除く）

時間は各支援センターへお問い合わせ下さい。

### その他

- ・ センター開放・子育て講座
- ・ 子育て情報の提供
- ・ マタニティの方への支援
- ・ 子育て中の外国人の方の支援

あそびの広場(室内開放)  
支援センターのおもちゃで遊んだり、絵本を読んだりします。又、歌や手遊びリズム遊びなどを行います。楽しい遊びをいっぱい用意してみなさんのご参加をお待ちしています。

### 青空広場

いつもの公園遊びにちよつとプラス！保育士が歌や遊びをいっぴいもって、公園に出かけます。子育て真っ最中のお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃん、誰でも参加出来ます。直接公園にお集まりください。  
(雨天中止)

### 子育てサークル支援

子育てサークルをいろいろな方法で支援しています。出前保育・用具貸し出し・準備などをお手伝いします。サークルを始めたい方、入りたい方もご相談ください。

### 園庭開放

保育園の遊具や砂場で遊んでみませんか？子ども達は、戸外を駆け回るのが大好きです。元氣よく一緒に遊びましょう。

## 子育て支援センター——— 一覧表

センター名	電話	センター名	電話
さつきランド	473-2444	こうまなかよしランド	477-2310
さつき保育園内	445-6875	さかえKidsサポート	455-3336
ようすいランド	455-6689	しょうぶふれあい広場	466-2556
すみれフレンド	464-4320	なかのしま	422-8661
いさおKIDS		中之島保育園2F	
若狭保育園内			

◎ マタニティの方や0歳から利用できます。  
又詳しい内容は、各支援センターへお問い合わせください。  
◎ 居住地に関係なく、どのセンターでも利用できます。全て無料です。

## 地域子育て支援センター所在地



- ① すみれフレンド 和歌山市 木の本321-2
- ② いさおKIDS 和歌山市 園部1-1
- ③ さかえKidsサポート 和歌山市 狐島394
- ④ なかのしま 和歌山市 中之島1496
- ⑤ こうまなかよしランド 和歌山市 下三毛566
- ⑥ ようすいランド 和歌山市 西浜1218-3
- ⑦ さつきランド 和歌山市 中島70-8
- ⑧ しょうぶふれあい広場 和歌山市 吉礼53-6

1. すみれフレンド (すみれ保育園内)

2. いさおKIDS (若狭保育園内)

3. さかえKidsサポート (さかえ保育園内)

4. なかのしま (中之島保育園2F)

5. こうまなかよしランド (こうま保育園内)

6. ようすいランド (ようす保育園内)

7. さつきランド (さつき保育園内)

8. しょうぶふれあい広場 (しょうぶ保育園内)

9. いさおKIDS (若狭保育園内)

10. さかえKidsサポート (さかえ保育園内)

#### 和歌山市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業(以下「事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関し和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の基準及び指定)

第2条 補助金は、次に掲げる基準のすべてに適合して事業を実施することができると市長が認め、指定する者に交付する。

(1) 子育て支援に関して意欲のある者であって、育児及び保育に係る相談指導等についての知識と経験を有し、かつ、地域の子育て事情に精通したものの(専ら事業に従事する者に限る。)

を2人以上配置すること。

(2) 10組の乳幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であって、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものについては、この限りでない。

(3) 原則として、1日に5時間以上、かつ、1週間に5日以上開設すること。

(4) 次に掲げるすべての事業について一括して実施すること。

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談又は援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

オ 地域支援活動の実施

2 前項に規定する市長の指定を受けようとする者は、市長が定める期間内に地域子育て支援拠点事業実施計画書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業の実施を予定する施設の図面及び面積表

(2) 配置を予定する職員の履歴が分かる書類

(3) 事業に係る収支予算書

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、人件費その他事業に必要な経費として市長が認める経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の額の100分の100に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額が次の各号に掲げる事業の開設日数の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、補助金の額は当該各号に定める額とする。

(1) 1週間当たり5日 7,400,000円

(2) 1週間当たり6日又は7日 7,920,000円

3 事業の実施期間が1年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項各号に定

める額を112で除した額に事業を実施した月数(1月末未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額を同項各号に定める額として同項の規定を適用する。

4 第1項及び前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(申請書の添付書類)

第5条 規則第3条に規定する事業計画書の様式は、別記様式第2号とする。

2 規則第3条に規定する市長が必要と認める書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業の実施を予定する施設の図面及び面積表

(2) 配置を予定する職員の履歴が分かる書類

(補助金交付の条件)

第6条 補助金の交付を受ける者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付を受ける者は、補助金の交付の決定を受けた後で補助金額の変更交付申請をしようとするときは、補助金等変更交付申請書(別記様式第3号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け、補助金の変更交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容を補助金等変更交付決定通知書(別記様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 前項の変更交付決定については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 地域子育て支援拠点事業実績報告書(別記様式第5号)

(2) 補助事業に係る収支決算書

(3) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し

(4) 補助事業の実施状況が確認できる写真等

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年 4月 1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

2 次の要綱は、廃止する。

(1) 和歌山市地域子育て支援センター事業要綱(平成9年4月1日制定)

(2) 和歌山市地域子育て支援拠点事業補助金要綱(平成13年1月25日制定)

附 則

この要綱は、平成23年 5月13日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。



平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	私立保育所特別運営交付事業
-------	---------------

位置づけ	所 管	福祉 局 こども未来 部 保育 課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち 施策 子育て支援の充実 政策 子育て支援の充実 取組 重点 子どもが健やかに育つことができる環境づくり
	根拠法令及び個別計画	和歌山市私立保育所特別運営交付金交付要綱
	3つのキーワード	いのちを守る 人と文化を育てる ○ ふるさと力を高める
	関連課・関連事業	
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】

事業概要	事業期間	開始年度 平成4年度 終了年度
	事業の目的	対象者(誰を・何を) 私立保育所 意図(どういう状態にしたいのか) 私立保育所の円滑な運営と充実した保育内容が実施されている状態。
	事業の内容	運営費では負担しきれない職員の人件費、障害児保育に要する経費等(13項目)を、私立保育所35園に対し、特別運営交付金として交付する。 ○事務の流れ 4月：交付申請 → 交付決定 → 補助金交付(概算払い) →3月末：実績報告 → 補助金額の確定 → 精算

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	25年度当初予算	136,108		774			135,334	5,839	141,947	常勤 0.79 非常勤
	24年度決算	133,070		723			132,347	5,831	138,901	常勤 0.79 非常勤
	23年度決算	132,804					132,804	4,955	137,759	常勤 0.66 非常勤
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	私立保育所特別運営交付金 136,108千円								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		交付対象施設数	園	目標	35	35	35	35	35	全ての私立保育所から交付申請がある。
				実績	35	35	35	35		
	長期総合計画		達成率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%			
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				目標						
実績										
長期総合計画		達成率								

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		私立保育所数	園	目標	35	35	35	35	35	私立保育所が廃園とならずに、運営が継続している。
				実績	35	35	35	35		
	長期総合計画		達成率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%			
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
			目標							
実績										
長期総合計画		達成率								



## 平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

<b>他都市の状況</b>	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	別紙参照  ・民間保育所への市単独補助金  (平成24年度決算ベース、平成24年6月調査実施、中核市42市のうち36市の回答)	未実施都市の有無  有 ・ 無

<b>事業の点検</b>	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である	

廃止又は休止した場合の影響	保育士等の人件費削減や障害児保育等を実施できない保育所が増え、保育内容の低下及び保護者の保育ニーズに応えられない。
---------------	---

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)					
事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

行政評価委員会 評価					
事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

担当課評価の根拠	運営費で負担しきれない部分の補助を行っており、私立保育所の円滑な運営がなされ、各園が充実した保育内容を実施していることから、今後も継続していくことが必要である。
----------	--

見直し・改善(案) <small>※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。</small>	障害児保育の対象児童が増加傾向にあり、集団保育をする上で、人的な支援が必要となっている。そのため、加配保育士を積極的に配置できるよう、人件費の交付とすることが必要である。
---	---

行政評価委員会意見	・民間事業者(保育所)へ税金を投入していること、補助金の種類が多岐にわたっていることを踏まえ、その用途、その投入効果を明確にし、さらなる成果の充実を検討すべき。
-----------	--

平成24年度 私立保育所(園)精算分

CODE	施設名	特別運営費	特別交付金	事務費交付金	職員割交付金	児童・生徒等災害共済掛金負担金	障害児保育特別運営交付金(A)	嘱託医手当交付金	嘱託医総合管理料交付金	職員研修会交付金	健康診断交付金	耐震診断交付金(B)	歯科健診交付金(C)	第3子以降に係る保育料交付金(D)	交付額(円) *全交付項目	民医協へ振込額 *(C)を除く 注:かぜのこは含む	*交付項目(A)(B)(C)(D)を除いた交付額(円)
201	城北	354,600	1,160,000	1,028,190	440,000	9,247	720,000	56,250	10,050	110,000	35,149	0	48,611	0	3,927,097	3,923,486	3,203,486
202	広瀬	337,200	1,160,000	1,037,650	460,000	8,640	0	56,250	10,050	110,000	33,182	0	47,640	0	3,260,582	3,212,942	3,212,942
203	まこと	598,200	1,160,000	1,047,800	560,000	17,002	1,069,200	56,250	10,050	110,000	59,725	0	62,471	0	4,760,698	4,688,227	3,619,027
204	むつみ	186,600	1,160,000	497,100	300,000	5,805	1,341,000	56,250	10,050	110,000	18,175	0	40,017	0	3,724,997	3,684,980	2,343,980
205	和歌山	279,600	1,160,000	582,390	300,000	8,370	540,000	56,250	10,050	110,000	27,339	0	44,730	0	3,178,729	3,073,999	2,533,999
206	まこと鳴滝	533,400	1,160,000	913,830	400,000	14,134	45,000	56,250	10,050	110,000	52,710	1,000,000	58,867	0	4,354,241	4,295,374	3,250,374
207	さかえ	540,600	1,160,000	1,201,910	600,000	16,162	150,000	56,250	10,050	110,000	53,697	0	59,283	0	3,957,952	3,898,669	3,748,669
208	ふたば	80,400	1,160,000	192,900	220,000	3,172	264,600	56,250	10,050	110,000	7,794	0	33,642	0	2,138,808	2,105,166	1,840,566
209	東洋	343,200	1,160,000	694,650	340,000	10,327	180,000	56,250	10,050	110,000	33,886	0	48,472	0	2,986,805	2,938,333	2,758,333
210	のぞみ	286,800	1,160,000	728,570	400,000	7,592	2,572,200	56,250	10,050	110,000	28,416	0	45,423	0	5,405,307	5,359,878	2,787,878
211	紀伊	256,200	1,160,000	586,180	320,000	7,222	444,600	56,250	10,050	110,000	25,126	0	43,482	0	3,019,110	2,975,628	2,531,028
212	こひつじ	650,400	1,160,000	1,627,430	500,000	19,100	1,125,000	56,250	10,050	110,000	64,602	0	65,658	0	5,252,102	5,194,205	3,645,005
213	みちる	525,600	1,160,000	1,198,380	520,000	13,192	1,549,200	56,250	10,050	110,000	51,533	0	57,897	0	4,369,727	4,320,847	2,940,847
214	しょうぶ	363,000	1,160,000	715,260	480,000	10,562	180,000	56,250	10,050	110,000	35,725	0	49,304	0	3,170,157	3,120,847	2,940,847
215	こうま	685,800	1,160,000	1,474,010	360,000	18,225	360,000	56,250	10,050	110,000	68,070	0	67,322	0	4,369,727	4,302,405	3,942,405
216	片男波	319,200	1,160,000	668,790	400,000	9,482	448,200	56,250	10,050	110,000	31,397	0	47,363	0	3,260,732	3,213,369	2,765,169
217	有功	345,600	1,160,000	643,080	320,000	11,507	0	56,250	10,050	110,000	34,444	0	48,611	0	2,739,542	2,690,931	2,690,931
218	布施屋	251,400	1,160,000	422,820	320,000	6,714	180,000	56,250	10,050	110,000	24,857	0	43,344	0	2,585,435	2,542,091	2,362,091
219	ようすい	788,600	1,160,000	1,540,160	780,000	23,890	1,584,600	56,250	10,050	110,000	75,406	0	70,232	0	6,129,189	6,108,956	4,524,356
220	ひまわり	340,800	1,160,000	567,030	340,000	8,700	1,561,500	56,250	10,050	110,000	33,127	0	48,195	0	4,235,652	4,187,457	2,625,957
221	かんどり	268,200	1,160,000	465,690	360,000	7,490	360,000	56,250	10,050	110,000	26,534	0	44,314	0	2,868,528	2,824,214	2,464,214
222	すみれ	551,400	1,160,000	1,153,450	640,000	14,782	720,000	56,250	10,050	110,000	54,452	0	59,837	0	4,530,221	4,470,384	3,750,384
223	山口	458,400	1,160,000	989,870	540,000	12,015	804,600	56,250	10,050	110,000	45,504	0	54,370	0	4,241,259	4,186,689	3,382,089
224	つくし	292,800	1,160,000	663,750	340,000	8,640	264,600	56,250	10,050	110,000	28,941	0	45,561	1,447,200	4,427,792	4,382,231	2,670,431
225	のさき	189,000	1,160,000	256,980	160,000	5,094	709,200	56,250	10,050	110,000	18,444	0	40,156	0	2,715,174	2,675,018	1,965,818
226	きわ	178,800	1,160,000	360,540	300,000	4,757	624,600	56,250	10,050	110,000	17,765	0	39,802	0	2,862,364	2,822,762	2,198,162
227	じろうまる	358,800	1,160,000	816,070	380,000	9,650	105,000	56,250	10,050	110,000	35,085	0	49,304	0	3,090,209	3,040,905	2,935,905
228	さつき	766,800	1,160,000	1,659,690	980,000	22,882	765,000	56,250	10,050	110,000	75,330	0	69,955	0	5,875,957	5,806,002	5,041,002
229	紀之川	709,200	1,160,000	1,482,180	600,000	19,877	420,000	56,250	10,050	110,000	70,516	0	68,292	0	4,706,365	4,638,073	4,218,073
230	太陽	196,200	1,160,000	335,660	240,000	5,904	1,426,500	56,250	10,050	110,000	19,303	0	40,433	0	3,600,300	3,559,867	2,133,867
231	あわ	351,000	1,160,000	684,300	420,000	9,004	0	56,250	10,050	110,000	34,784	0	48,611	0	2,893,979	2,835,368	2,635,368
232	しろがね	278,400	1,160,000	597,600	300,000	7,827	180,000	56,250	10,050	110,000	27,417	0	44,868	0	2,772,412	2,721,544	2,547,544
233	さんた	478,800	1,160,000	1,013,540	480,000	13,869	0	56,250	10,050	110,000	47,617	0	55,402	0	3,425,528	3,370,126	3,370,126
234	かぜのこ	176,400	1,160,000	439,120	260,000	4,860	1,614,600	56,250	10,050	110,000	17,420	0	39,324	0	3,888,024	3,888,024	2,234,100
235	新堀	252,000	1,160,000	646,530	280,000	7,985	720,000	56,250	10,050	110,000	24,781	0	43,205	0	3,310,787	3,267,576	2,547,576
	TOTAL	13,553,400	40,600,000	29,133,100	14,640,000	383,661	23,029,200	1,968,750	351,750	3,850,000	1,338,173	1,000,000	1,773,998	1,447,200	133,069,232	131,334,558	105,818,834

1,773,998  
1,734,674  
39,324  
民間保育協会  
かぜのこ

民間保育所への市単独補助金 一覧表(平成24年度決算額)

※中核市42市のうち36市の回答

	市名	総人口 (H24.3.1)	公立園数	公立児童数 (H25.4.1)	民間園数	民間児童数 (H25.4.1)	市名	合計	順位	1園当たり	順位
1	函館市	277,056	5	248	42	3078	函館市	153,377,801	26	3,651,852	24
2	旭川市	350,511	4	366	54	4333	旭川市	289,191,750	19	5,355,403	20
3	青森市	300,778	0	0	87	6,326	青森市	36,461,666	35	419,100	36
4	盛岡市	292,780	14	1,111	48	4,455	盛岡市	118,375,231	28	2,466,151	30
5	秋田市	320,904	12	903	42	4,087	秋田市	22,338,400	36	531,867	35
6	郡山市	327,445	25	1,923	14	1,189	郡山市	41,448,949	34	2,960,639	27
7	宇都宮市	507,561	13	1,759	65	5,855	宇都宮市	571,313,676	10	8,789,441	13
8	高崎市	370,781	21	2,032	63	5,900	高崎市	356,314,175	15	5,655,781	17
9	川越市	340,520	20	1,797	21	1,483	川越市	759,148,470	5	36,149,927	3
10	柏市	396,251	23	2,791	21	1,686	柏市	218,478,143	22	10,403,721	11
11	横須賀市	420,997	11	908	30	2,916	横須賀市	61,252,993	33	2,041,766	32
12	富山市	416,223	43	3,443	43	6,362	富山市	422,408,000	13	9,823,442	12
13	金沢市	445,432	14	1,193	98	10,429	金沢市	854,639,541	3	8,720,812	14
14	長野市	382,607	42	3,089	42	4,946	長野市	181,969,544	25	4,332,608	22
15	岐阜市	409,655	20	1,838	26	3,212	岐阜市	574,612,142	8	22,100,467	6
16	豊橋市	364,945	5	651	50	8,070	豊橋市	1,838,476,182	1	36,769,524	2
17	岡崎市	368,319	35	4,250	18	2,522	岡崎市	591,089,039	7	32,838,280	4
18	豊田市	408,762	46	4,284	13	1,912	豊田市	555,427,832	11	42,725,218	1
19	大津市	336,223	14	1,625	39	4,463	大津市	661,236,585	6	16,954,784	7
20	豊中市	391,371	19	2,237	35	2,750	豊中市	572,341,985	9	16,352,628	8
21	東大阪市	486,260	14	1,681	52	5,709	東大阪市	1,307,550,733	2	25,145,206	5
22	姫路市	533,832	32	3,028	52	6,843	姫路市	240,673,468	21	4,628,336	21
23	尼崎市	457,216	28	2,126	53	4,296	尼崎市	298,234,630	18	5,627,068	18
24	西宮市	472,650	23	2,573	33	3,268	西宮市	397,816,966	14	12,055,060	9
25	奈良市	363,435	19	2,237	25	3,206	奈良市	215,333,735	24	8,613,349	15
26	和歌山市	378,022	22	1,145	35	5,397	和歌山市	134,506,452	27	3,843,041	23
27	倉敷市	476,444	25	2,825	66	7,778	倉敷市	795,226,000	4	12,048,879	10
28	福山市	465,391	59	5,114	59	6,906	福山市	317,248,359	16	5,377,091	19
29	下関市	277,647	23	1,592	33	3,429	下関市	98,183,786	30	2,975,266	26
30	高松市	423,498	37	3,685	39	4,911	高松市	83,289,250	32	2,135,622	31
31	松山市	514,780	27	2,583	39	3,392	松山市	108,782,040	29	2,789,283	28
32	高知市	337,875	25	2,393	60	6,670	高知市	469,802,874	12	7,830,048	16
33	長崎市	438,746	9	663	94	7,684	長崎市	241,874,572	20	2,573,134	29
34	大分市	472,942	14	1,213	51	5,583	大分市	87,907,677	31	1,723,680	34
35	宮崎市	402,855	6	266	112	10,187	宮崎市	217,130,755	23	1,938,667	33
36	鹿児島市	605,120	11	903	100	9,531	鹿児島市	304,665,070	17	3,046,651	25
	中核市平均	403,773	21	1,958	49	5,021		394,392,458		10,316,494	

和歌山市私立保育所特別運営交付金交付要綱

(平成4年11月1日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により設置された保育所及び和歌山市立保育所条例(昭和32年条例第31号)第1条の規定により設置する和歌山市立保育所のうち、市以外の者に管理を委託した保育所(以下「保育所」という。)の運営の円滑化及び保育内容の向上を図るため、保育所等に対し予算の範囲内で私立保育所特別運営交付金(以下「交付金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の種類等)

第2条 交付金の種類、交付要件、交付対象経費及び算定基準は、別表1のとおりとする。

(交付申請書の添付書類)

第3条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類及びその様式は、別表2のとおりとする。

(業績報告書の添付書類)

第4条 規則第12条に規定する補助事業等業績報告書に添付すべき書類及びその様式は、別表3のとおりとする。

(交付額の変更)

第5条 事業内容の変更に伴う交付金額の変更がある場合は、規則第5条3項に規定する補助事業等変更中止(廃止)承認申請書の提出を受けるとし、歳額においては、交付決定の変更を省略できる。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年11月1日から施行し、平成4年度の交付金から適用する。
- 2 私立保育所特別措置交付金交付要綱(昭和61年4月1日制定)及び私立保育所乳児特別措置費交付金交付要綱(平成2年3月5日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行し、平成10年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行し、平成14年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行し、平成15年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行し、平成15年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行し、平成16年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行し、平成18年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年度の交付金から適用する。

附 則

和歌山市障害児保育事業補助金要綱(平成13年1月25日制定)は、平成21年4月1日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の交付金から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成24年5月22日から施行し、平成24年度における保育の実施に係る保育料から適用する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。



和歌山市私立保育所特別運営交付金交付要綱 別表2 (第3条関係)

交付金の種類	添付書類	様式
特別運営費 特別交付金 事務費交付金 職員割交付金 児童、生徒等災害共済掛金負担金 嘱託医手当交付金 嘱託医総合管理料交付金 職員研修会交付金 健康診断交付金	事業計画書 収支予算書	別記様式第1号
障害児保育特別運営交付金	事業計画書 収支予算書	別記様式第4号
耐震診断交付金	事業計画書 収支予算書 耐震診断調査見積書(写) 耐震診断調査仕様書(写)	別記様式第2号
歯科健診交付金	事業計画書 収支予算書	別記様式第3号
第3子以降に係る保育料交付金	事業計画書 収支予算書 費用の免除申請書(写)	別記様式第9号

別表3 (第4条関係)

交付金の種類	添付書類	様式
特別運営費 特別交付金 事務費交付金 職員割交付金 児童、生徒等災害共済掛金負担金 嘱託医手当交付金 嘱託医総合管理料交付金 職員研修会交付金 健康診断交付金	事業報告書 収支決算書	別記様式第5号
障害児保育特別運営交付金	事業報告書 収支決算書	別記様式第8号
耐震診断交付金	事業報告書 収支決算書 業務委託契約(写) 領収書(写) 耐震診断結果(写)	別記様式第6号
歯科健診交付金	事業報告書 収支決算書	別記様式第7号
第3子以降に係る保育料交付金	事業報告書 収支決算書 費用の免除決定通知書(写)	別記様式第10号





平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	介護認定調査・審査等事業（認定調査）
-------	--------------------

位置づけ	所管	健康局 保険医療部 介護保険課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち 政策 社会保障制度の充実 施策 社会保障制度の充実 取組 重点 介護保険制度の円滑な運営
	根拠法令及び個別計画	介護保険法
	3つのキーワード	いのちを守る 人と文化を育てる ふるさと力を高める
	関連課・関連事業	認定審査事業
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】

事業概要	事業期間	開始年度 平成11年度 終了年度
	事業の目的	対象者(誰を・何を) 被保険者 意図(どういう状態にしたいのか) 被保険者が介護保険給付を受けるために、全国一律の基準（調査項目の定義及び選択基準）に基づき、公正かつ的確な認定調査事務を実施する。
	事業の内容	申請受付→申請入力→調査票出力→調査票割振り→調査日程調整→認定調査実施→調査票の作成→一次判定への流れとなる。 申請を受けて、要介護認定の最初の段階となる一次判定結果を算出するために、認定調査事務を行う。また、介護認定審査会において、特別な介護の手間が発生しているかどうか判断するための資料となる特記事項を作成する。調査項目は74項目あり、「能力」、「介助の方法」、「障害や現象（行動）の有無」といった3つの評価軸に分類される。（1. 能力で評価する調査項目：寝返り、歩行、短期記憶等。2. 介助の方法で評価する調査項目：洗身、排尿、排便、買い物等。3. 有無で評価する調査項目：麻痺、拘縮、徘徊、ひどい物忘れ等。） 認定調査業務を指定居宅介護支援事業所、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設及び地域包括支援センターの母体となる法人等に業務委託している（更新申請のみ委託。年間調査件数の約35%を委託している。）各事業所に所属する介護支援専門員が認定調査を実施し調査票を提出するが、調査票の内容をチェックし認定調査が適正に行われているか検証している。調査票に不備がある場合は、調査員個別に電話連絡を行い、その都度指導している。

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	25年度当初予算	183,123				381	182,742	112,125	295,248	常勤 7.2 非常勤 27.75
	24年度決算	163,259					163,259	115,146	278,405	常勤 5.84 非常勤 34.05
	23年度決算	164,599					164,599	122,213	286,812	常勤 5.93 非常勤 30.68
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	報償金 86 自動車用燃料費 1,014 印刷製本費 1,754 通信運搬費 11,646 調査委託料 32,091								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		申請受付件数	件	目標						申請受付件数によるため、目標値を設定することはできない。
				実績	24,615	27,252	26,777	26,813		
	長期総合計画	達成率								
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				苦情件数 (認定結果に対する)	件	目標	0	0	0	0
実績				84	126	127	97			
長期総合計画	達成率									

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		認定調査件数	件	目標						目標を掲げるべき指標ではない。
				実績	24,457	26,541	26,383	26,083		
	長期総合計画	達成率								
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				年間の要介護・要支援認定件数	件	目標				
実績				24,231	25,855	26,623	26,280			
長期総合計画	達成率									



平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	65歳以上人口	申請件数	認定調査件数	未実施都市の有無
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・高槻市 85,247人</li> <li>・東大阪市 117,235人</li> <li>・尼崎市 107,142人</li> <li>・西宮市 94,818人</li> <li>・奈良市 88,808人</li> <li>・大津市 68,778人</li> <li>・本市 96,683人</li> </ul> (65歳以上人口は、平成24年3月末現在。申請件数、認定調査件数は、平成23年度実績による。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>14,944人</li> <li>28,918人</li> <li>24,247人</li> <li>17,083人</li> <li>17,777人</li> <li>13,448人</li> <li>26,777人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14,842人</li> <li>28,384人</li> <li>23,794人</li> <li>17,083人</li> <li>17,437人</li> <li>13,610人</li> <li>26,383人</li> </ul>	
					有 ・ <b>無</b>

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)		妥当性評価(事業手段は妥当か)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している		<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要	
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)		有効性評価(更に効果が期待できるか)	
	<input type="checkbox"/> 市が行うべき <input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている		<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない	
効率性評価(事業費を抑制できるか)		効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)		
<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない		<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である		

廃止又は休止した場合の影響	国の法律で定められた事業のため、廃止することはできない。
---------------	------------------------------

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)					
事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

行政評価委員会 評価					
事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

担当課評価の根拠	高齢者人口が増加することにより、要介護認定申請件数が年々増加しており、現状の体制では、対応することが困難となることが予想される。
----------	--

見直し・改善(案)	※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。 認定調査員1人あたりの調査件数の見直し、認定調査員の人材育成、事務効率の向上(移動時間の短縮、直行直帰制の検討)、マンパワーの確保等。
-----------	--

行政評価委員会意見	・引続き、コストの更なる削減、調査員の研修等に取り組みながら計画どおりに事業を進めていただきたい。
-----------	---

# 介護(介護予防)サービスを利用するまで

介護サービスを利用するためには、和歌山市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。窓口申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決まります。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになっています。

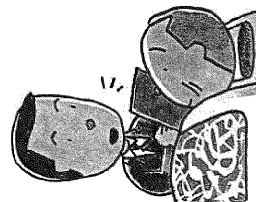
### 申請する



サービスの利用を希望する人は、和歌山市介護保険課に「要支援・要介護認定」の申請をしましょう。


### 要介護認定

#### ●訪問調査



●コンピュータ判定 (一次判定)

#### 医師の意見書



本人の体の状態を一番よく知っている医師

●訪問調査  
心身の状況を調べるために、本人と家族などへの聞き取り調査を行います。

### 介護認定審査会 (二次判定)



●認定  
介護を必要とする度合い(要支援・要介護状態区分)が認定されます。

- 非該当
- 要支援1
- 要支援2
- 要介護1
- 要介護2
- 要介護3
- 要介護4
- 要介護5

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### 認定結果の通知



原則として申請から30日以内に、和歌山市から認定結果が通知されます。

### 更新

認定の有効期間は原則6か月(更新認定の場合は12か月)です。引き続きサービスを利用したい場合には、有効期間満了前に更新または変更の申請をしてください。

※有効期間内であっても、心身の状態が悪化・重度化等で介護の必要度に変化があった場合は、認定区分の変更申請をすることができず。

### サービスを利用する



ケアプランや介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。原則として費用の1割が利用者負担となります。

### 介護サービス計画を作る



どんなサービスをどのくらい利用するかというケアプランや介護予防ケアプランを作ります。更新の場合は、現在利用中のサービスの継続を居宅介護支援事業者または地域の包括支援センターに相談します。

### 利用できるサービス

- 介護予防サービスを利用  
要支援1・2の人は介護保険の予防給付を受けます。
- 介護サービスを利用  
要介護1～5の人は介護保険の介護給付を受けます。
- 地域支援事業の介護予防事業を利用  
非該当の人は和歌山市が行う地域支援事業の介護予防事業を利用できます。

介護保険要介護（更新）認定・要支援（更新）認定申請書

和歌山市長

次のとおり申請します。

\*印欄は、記入しないでください。

受付印

申請事由	1 新規 2 前住所引継 3 更新	申請年月日	平成 4 年 3 月 7 日
申請者区分	9 1本人・2代理人 A 地域包括支援センター B 居宅介護支援事業者 C 介護保険施設	氏名	続柄
申請代行事業者名称	該当に○ (指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)		
申請者住所	〒 代行事業者コード 10 電話番号 50 55 80		

被保険者番号	※被保険者番号は、右つめでご記入ください。		
フリガナ	明治 大正 昭和	年	月
氏名	75 1 2 3 76 78 80	性	男
住所	〒		
前回の要介護認定の結果	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2		
※要介護・要支援認定認定委員会のみ記入	有効期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
過去6ヶ月間の介護保険施設・介護保険施設等入院所の有無	介護保険施設等名称等所在地		
1 有 2 無	149	期間	平成 年 月 日

主治医	主治医の氏名	医療機関名
医師依頼区分	所在地 〒	医療機関コード
1 主治医 2 指定医 3 提出済	108	138
調査委託先	* 調査委託先コード B7	
電話番号		

※ 主治医欄については、意見書を作成していただくかどうか確認のうえ、記入してください。(施設入所者は除く。)

2号被保険者 (40歳から65歳未満の医療保険加入者) のみ記入

医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病名	

添付書類

1 有 2 無 本人氏名

第1号被保険者 介護保険被保険者証  
第2号被保険者 介護保険被保険者証 (交付を受けている方のみ)  
医療保険被保険者証

介護保険要介護認定変更申請書

和歌山市長

次のとおり申請します。

\*印欄は、記入しないでください。

受付印

申請者区分	1 本人・2 代理人 A 地域包括支援センター B 居宅介護支援事業者 C 介護保険施設	申請年月日	平成 4 年 3 月 4 日
申請代行事業者名称	該当に○ (指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設)		
申請者住所	〒 代行事業者コード 電話番号 0		

被保険者番号	※被保険者番号は、右つめでご記入ください。		
フリガナ	明治 大正 昭和	年	月
氏名	1 2 3 2 3 男	性	男
住所	〒		
現在の要介護状態区分等	要介護状態区分 1 2 3 4 5 要支援状態区分 1 2		
有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
変更申請の理由	介護保険施設等名称等所在地		
過去6ヶ月間の介護保険施設・介護保険施設等入院所の有無	介護保険施設等名称等所在地		
1 有 2 無	149	期間	平成 年 月 日

主治医	主治医の氏名	医療機関名
医師依頼区分	所在地 〒	医療機関コード
1 主治医 2 指定医 3 提出済		
調査委託先	* 調査委託先コード	
電話番号		

※ 主治医欄については、意見書を作成していただくかどうか確認のうえ、記入してください。(施設入所者は除く。)

2号被保険者 (40歳から65歳未満の医療保険加入者) のみ記入

医療保険者名	医療保険被保険者証記号番号
特定疾病名	

添付書類

1 有 2 無 本人氏名

第1号被保険者 介護保険被保険者証  
第2号被保険者 介護保険被保険者証 (交付を受けている方のみ)  
医療保険被保険者証

# 介護保険 要介護認定訪問調査依頼書

平成25年6月17日

要介護認定調査票提出期限： 年 月 日

被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	
被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	
被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	
被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	
被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	
被保険者番号		要介護認定(更新)申請日	
フリガナ		性別	予定日
氏名		生年月日	
住所		連絡先	
備考		希望日時	

## 介護保険 要介護認定訪問調査依頼書

和歌山市長 大橋 健一  
(公印省略)

次の被保険者について、要介護・要支援認定調査を次のとおり依頼します。

- 被保険者  
別紙一覧表のとおり
  - 認定調査票提出期限  
年 月 日までに提出して下さい。
- 期限までに調査を完了しない見込みであるときは、介護保険課まであらかじめ報告のうえ、指示を受けて下さい。
  - この調査を第三者に再委託することはできません。
  - 調査に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはなりません。
  - 調査の変更にあたって問題が生じたときは、直ちに報告してください。
  - 本市が必要であると認められた場合は、依頼の内容を変更又は中止することがあります。
  - 調査票は破損しないで下さい。
  - 上記のほか、本調査に関しては介護保険法その他関係法令及び委託契約に定めるところに従い実施してください。

問い合わせ先及び返送先  
介護保険課  
和歌山市七番丁23番地  
電話 073-435-1190

訪問調査員名 ( )

認定調査票 (概況調査)

0411

認定調査票 (基本調査)

0402

調査票は、調査対象者が通常の状態（開症可能な状態）であるときとそうでない場合とを判断し、記入する。対象者の状態を判断する必要がある場合は、調査員が調査票を記入する。

I. 調査票の記入方法
市区町村コード: 30201
実施日時: 年 月 日
調査者番号:
実施場所: 自宅内
調査結果: 年 月 日
性別: 男/女
電話番号:
申請日: 年 月 日

II. 調査票の記入方法
現在受けているサービスの状況
サービス名: 介護予防訪問介護
回数: 1回
サービス名: 介護給付サービス
回数: 1回

III. 施設利用
施設名: 介護老人福祉施設
住所: 市区町村別格付
電話番号:
施設利用状況: 介護老人福祉施設, 介護老人居宅施設, 介護施設入居者生活介護施設等

IV. 調査対象者の居住環境
調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器、器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

Table with 10 columns: Item, Response 1, Response 2, Response 3, Response 4, Response 5, Response 6, Response 7, Response 8, Response 9. Rows include items like 1-1 麻痺等の有無, 1-2 褥瘡の有無, 1-3 寝返り, etc.

事業者名
調査員氏名
TEL







平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	観光誘客対策事業（観光キャンペーン・イベント開催等）
-------	----------------------------

位置づけ	所 管	まちづくり	局	まちおこし	部	観光	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	市民と地域がつくる元気なまち		政策	観光の振興	
	根拠法令及び個別計画	施策	観光客の誘致		取組	重点	情報の収集・加工・発信
	3つのキーワード	いのちを守る		人と文化を育てる		ふるさと力を高める	
	関連課・関連事業						
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	平成21年度		終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)			
		観光客（他地域史跡や名勝などを訪れる人）	和歌山市の魅力伝え、京阪神や関空から近い観光地「和歌山市」をアピールし誘客する。			
事業の内容	新規事業として①和歌山市観光協会に委託した観光誘客対策委託②テレビ和歌山に委託した和歌山ラーメンタクシー事業③和歌山大学観光学部へ委託した観光資源発掘調査事業を実施。 朝日放送や毎日放送によるテレビ、FM802によるラジオ、旅行関連雑誌、電車内や駅等で広告宣伝を実施することで、京阪神や関空から近い和歌山市の魅力アピールし、観光客の誘致を図る。 和歌山ラーメンタクシー事業では、運転手93名が研修受講し観光客に和歌山ラーメンの魅力PRするとともに、客の好みにあうラーメン店を紹介。 また和歌山市観光キャンペーンスタッフ「アゼリア」と共に継続的に観光キャンペーンを実施することにより、さらなる誘客を図っている。 なお、各種成果物の確認により、委託事業の検証を行っている。					

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)		
	25年度当初予算	51,922	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源	51,922	18,978	70,900	常勤 2.53 非常勤 0.1
	24年度決算	49,763		860				48,903	18,978	68,741	常勤 2.53 非常勤 0.1
	23年度決算	14,494						14,494	18,626	33,120	常勤 2.45 非常勤 0.07
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	観光誘客対策委託料30,495千円									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		観光キャンペーンによる県外広報活動	件	目標	14	16	18	19	20	20	平成19年度実績の2倍
				実績	4	6	11	17			
	長期総合計画	<input type="checkbox"/>	達成率	28.57%	37.50%	61.11%	89.47%				
	成果指標	年間観光客数	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
			年間観光客数	万人	目標	8	8	8	8	8	8
実績					1	2	3	11			
長期総合計画	<input type="checkbox"/>	達成率	12.50%	25.00%	37.50%	137.50%					

評価指標	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		年間宿泊者数	万人	目標	65	65	65	65	65	65	平成19年度実績の10%増
				実績	54	55	50	58			
	長期総合計画	<input type="checkbox"/>	達成率	83.08%	84.62%	76.92%	89.23%				
	年間観光客数	万人	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
			年間観光客数	万人	目標	640	650	660	670	680	680
実績					589	582	549	583			
長期総合計画	<input type="checkbox"/>	達成率	92.03%	89.54%	83.18%	87.01%					



平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	年間観光客数	未実施都市の有無
		大津市 11,684,050人 高槻市 819,923人 西宮市 11,529,244人 姫路市 8,027,000人 宿泊観光客数 大津市 1,184,500人 高槻市 105,180人 西宮市 117,372人 姫路市 2,472,000人	

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか) <input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	妥当性評価(事業手段は妥当か) <input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か) <input type="checkbox"/> 市が行うべき <input checked="" type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	有効性評価(更に効果が期待できるか) <input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか) <input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input type="checkbox"/> できない	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか) <input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	観光客の減少につながる。
---------------	--------------

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)					
事業内容の方向性	充実				
	現状維持		○		
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

行政評価委員会 評価					
事業内容の方向性	充実			○	
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

担当課評価の根拠	県外からのより多くの観光誘客を図るため、1年を通した四季折々の和歌山市の魅力をわかりやすく県外にPRしていくとともに、イベント等により誘客を図る。
----------	---

見直し・改善(案)  ※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。	
--	--

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘客活動の中で、いかに成果を上げ、さらに経済効果を生み出すかについて検討し、それぞれの活動の費用対効果を見直しながら強弱をつけ、効果が高いものを重点的に行うことが必要。</li> <li>・ 誘客活動の中で、和歌山市について出された意見等を観光協会など関連団体へフィードバックし、活動で得た人脈、ノウハウを蓄積するシステムを構築することが必要。</li> </ul>
-----------	--





和歌山 タクシーの御用命は裏面の各事業者まで

和歌山市

- |   |   |
|---|---|
| 朝日タクシー株式会社<br>073-471-1101<br>和歌山市神前366番地の1 | 渡タクシー株式会社<br>073-454-9293<br>和歌山市松江東4丁目1番43号  |
| 有田交通株式会社<br>073-471-3333<br>和歌山市太田105番地     | ユタカ交通株式会社<br>073-452-7555<br>和歌山市中之島2287番地    |
| 山水タクシー株式会社<br>073-479-0868<br>和歌山市冬野1228-4  | ライフアクセス株式会社<br>073-452-1313<br>和歌山市延時87-2     |
| 有限会社新和交通<br>073-471-6275<br>和歌山市神前148-2     | 和歌浦観光株式会社<br>073-444-2241<br>和歌山市西浜891番地の2    |
| 相互タクシー株式会社<br>073-471-5111<br>和歌山市松島222     | 和歌浦交通株式会社<br>073-444-2241<br>和歌山市西浜891番地の2    |
| 大和交通株式会社<br>073-428-3636<br>和歌山市西浜789番地     | 和歌山第一交通株式会社<br>073-452-2351<br>和歌山市福島249-3    |
| 南海アーバン交通株式会社<br>073-461-9020<br>和歌山市楠本222-2 | 和歌山県個人タクシー協同組合<br>073-451-5123<br>和歌山市栄谷164-4 |

— ラーメンタクシー事業に関するお問い合わせ —  
和歌山市観光課 073-435-1234

# 海石涼 わかやま市

夏を遊ぶ



意外と近い！わかやま市！！  
 夏を遊ぶのが大好き。  
 浜原町からわずか1時間半。  
 峠を越えて入り江リゾートを堪能しよう。  
 「海のリゾートエリア わかやま市」。  
 今年ぜひわかやま市のテーマは「クール」。  
 夏を遊ぶ「海巨浜」がおすすめです。

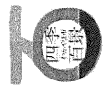
なっとく券あり  
**わかやま市 夏得帳**



キャンペーン期間

**7月1日(日)～8月31日(金)**

期間中はお得な夏を涼しく過ごすイベントが盛り沢山！！



和歌山県観光サービスセンター  
 〒645-8501 和歌山県和歌山市





平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	バス路線維持対策事業
-------	------------

位置づけ	所 管	総務教室	政策推進	部	交通政策	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	自然環境と都市基盤が調和した快適なまち	政策	公共交通体系の充実		
	根拠法令及び個別計画	施策	公共交通機関の機能強化	取組	重点	公共交通機関の充実	
	3つのキーワード	いのちを守る	人と文化を育てる	ふるさと力を高める			
	関連課・関連事業						
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	平成5年度	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
		地域住民	生活交通手段として重要なバス路線の維持を図る。		
事業の内容	バス事業者だけで維持することが困難となったバス路線（広域的・幹線の路線、市内完結路線）に対し、補助を行うとともに、交通空白地域における地域が主体となった地域バスの導入に対し支援を行い、利用促進のために時刻表やチラシの配布、市報・ホームページ等での周知啓発などを実施する。また、さらなる利用啓発を行うため、市内のバス路線図を分かりやすく掲載したパンフレット「Wap」の製作業務を委託している。				

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)		
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源		常勤	非常勤	
	25年度当初予算	38,970					38,970	3,823	42,793	0.5	0
	24年度決算	26,644					26,644	7,757	34,401	1.05	0
	23年度決算	22,948					22,948	7,921	30,869	1.05	0
25年度当初予算 主な内訳(千円)	補助金36,154 委託料2,251										

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		補助対象路線数	路線	目標	4	3	3	3	7	7	事業者のみで維持することが困難であるバス路線及び地域バス路線の維持数
				実績	4	3	3	2			
				達成率	100.00%	100.00%	100.00%	66.67%			
		指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
	利用啓発種類	種	目標	1	3	3	3	5	5	利用者数の増加によるバス路線の維持のため、できる限りの種類による啓発を考えている。	
			実績	1	3	3	5				
			達成率	100.00%	100.00%	100.00%	166.67%				
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		維持路線数	路線	目標	4	3	3	3	7	7	補助対象路線数
実績				4	3	3	2				
達成率				100.00%	100.00%	100.00%	66.67%				
指標名		単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠		
		目標									
		実績									
		達成率									

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	バス路線維持に係る補助金（H24年度）中核市比較					未実施都市の有無
			岡崎市	岐阜市	大津市	奈良市	
		人口（人）	378,516	417,108	342,432	365,459	366,444
	補助対象路線数	24	9	6	1	2	・
	補助金額（千円）	191,928	98,846	35,056	8,000	17,919	○無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか) <input type="checkbox"/> 増加している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	妥当性評価(事業手段は妥当か) <input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か) <input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	有効性評価(更に効果が期待できるか) <input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか) <input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか) <input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	補助対象バス路線の維持が困難となるだけでなく、他の不採算なバス路線維持への影響が懸念される。また現在、住民が主体となって計画・運営している地域バスの運行ができなくなり、今後、交通空白地域の移動手段の確保のため、地域バスの導入支援が図れなくなる。
---------------	--

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

行政評価委員会 評価				
事業内容の方向性	充実		○	
	現状維持			
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

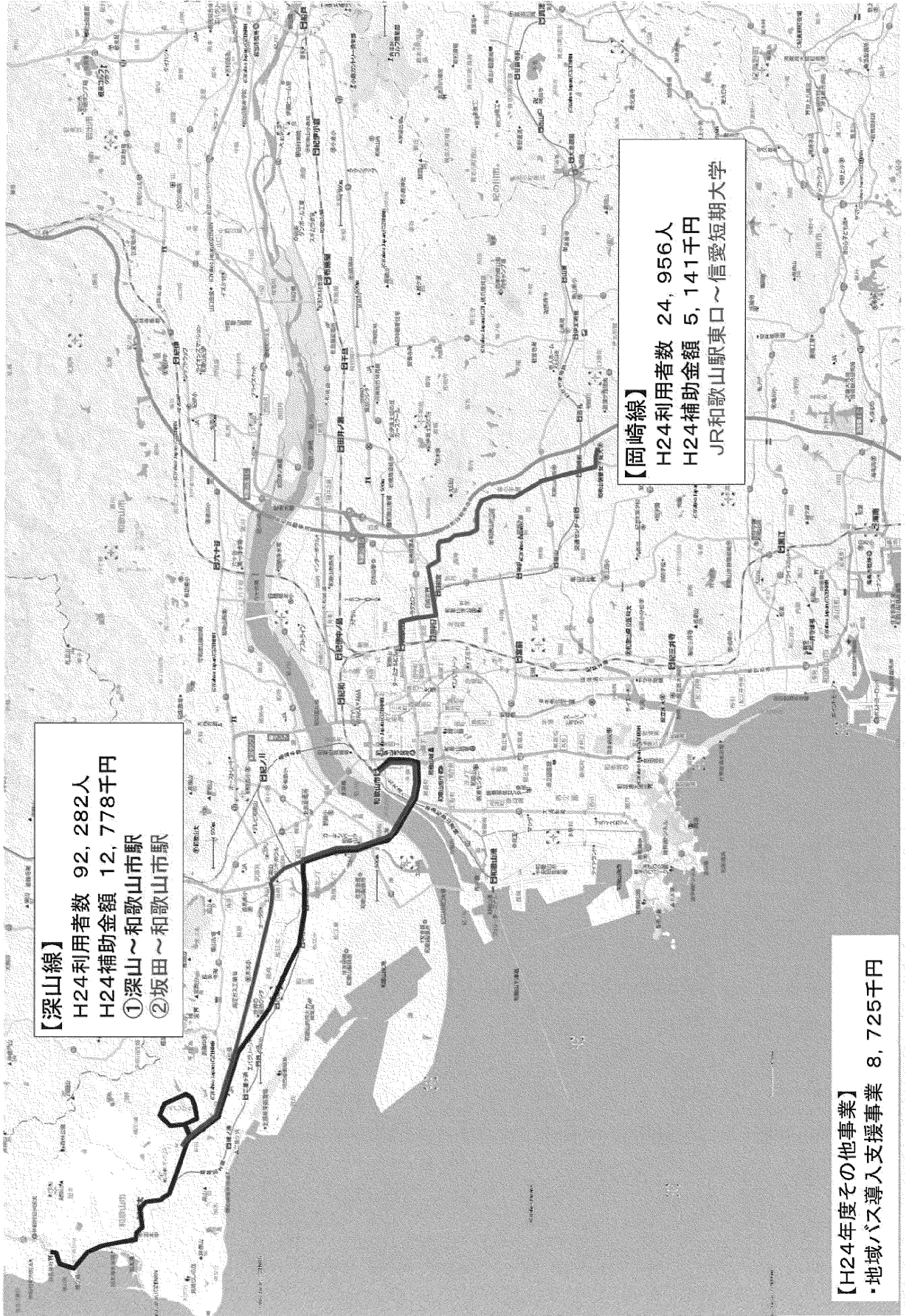
担当課評価の根拠	車社会化や人口減少などから、近年、地方都市では廃止（廃止対象）となるバス路線が増加しているが、バス路線は、市民の移動手段として、非常に重要なものであり、特に車を持たない学生や高齢者等にとってはなくてはならない移動手段であり、その確保が喫緊の課題となっている。そのような中、維持困難な路線への補助、地域が主体となる地域バスの運行導入に対する支援を行うことで、移動手段の確保が図れる。
----------	--

見直し・改善(案)  ※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。	
--	--

行政評価委員会意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通弱者に対する政策は必要であり、成果は求められるが、「バス路線維持」が必要なのか、「移動手段の提供」が必要なのか再検討し、「バス路線維持」が必要なならば、いつまで維持を続けていくのかを明確にすることが必要。</li> <li>・今後、赤字路線の増加が予測される中、国が補助制度を見直したことも踏まえコスト削減を検討し、コストと成果のバランスのあるべき姿を示すべき。</li> </ul>
-----------	--



# 平成24年度 補助対象バス路線区

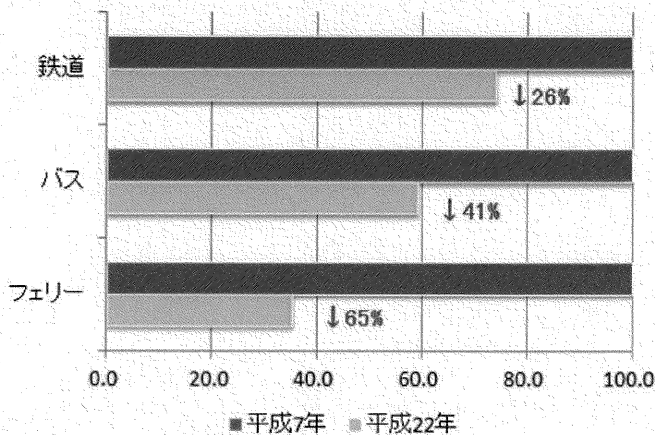




# 公共交通をもっと 利用しましょう

身近な公共交通がなくならないよう、公共交通を利用することを  
心がけ、皆様の手で公共交通を維持しましょう。

「平成7年の公共交通機関利用者を基準とした場合の利用者数の推移(和歌山県内)」



鉄道の利用者は、阪和線以外平成7年から大幅に減少しており、厳しい運行状況となっています。

バスの利用客は、ピーク時と比べ、約5分の1にまで減少しています。平成7年と比べても約4割減少しています。

和歌山と徳島の地域間交流と生活及び災害時の輸送手段を支える重要な役割を担うフェリーの利用者は、近年大幅に減少しています。

近年、マイカー利用者の増加などにより、公共交通利用者の減少が続いています。今後、本格的な高齢社会を迎えるにあたり、自動車を運転できない高齢者の方など、いわゆる交通弱者が増加し、将来的に公共交通が一層重要性を増すことが予測されます。

## 貴志川線

たま駅長やニタマ駅長、たま電車やいちご電車などユニークな取組みで全国から観光客が訪れています。



## 阪和線

天王寺・西九条・大阪駅へ、紀州路快速なら乗換えなしで行くことができます。ビジネス、おでかけに便利です。



## 紀勢本線

京都・新大阪～白浜・新宮まで、特急「くろしお号」がつかなぎます。海の見えるきれいな車窓を楽しむことができます。



## 和歌山線

通勤や通学になくてはならない和歌山線。沿線は歴史や自然にあふれ、和歌山の魅力がつまっています。



## 南海本線

和歌山から難波まで約1時間でアクセスできます。路線シンボルマークは、波しぶきをイメージしています。



## 加太線

加太駅は明治年末の開業当時の駅舎が残っています。海水浴場などレジャー施設もあります。



## 和歌山バス

和歌山市を中心に路線バスを、また東京方面への夜行バス・関空リムジンバス・白浜方面への高速バスを運行しています。



## 南海フェリー

和歌山と徳島をつなぐ海上公共交通です。フェリー乗り場までの接続は、和歌山バスと南海電車ががあります。



和歌山市バス路線維持費補助金交付要綱

和歌山市バス路線維持費補助金交付要綱（平成13年10月31日制定）の全部を改正する。  
（趣旨）

第1条 この要綱は、市民の生活交通手段として必要なバス路線の維持及び確保を図るため、路線バスの運行を行う乗合バス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに關し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象路線）

第2条 補助金の交付の対象となる路線は、次の各号に掲げる路線とし、補助金の交付の対象となる経費は、当該各号に掲げる路線の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空業第103号。以下この号において「国補助金交付要綱」という。）第10条第1項の規定により国土交通大臣の認定を受けた生活交通ネットワーク計画（本市の区域を計画区域に含むものに限る。）に記載された同項の規定による補助額の内に係るバス路線で、補助対象期間（国補助金交付要綱第5条に規定する補助対象期間をいう。以下同じ。）に当該路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の経常費用の20分の1に相当する額に満たないもの、当該バス路線の運行に係る経費
  - (2) 前号に掲げるバス路線以外の市内運行路線で、補助対象期間に当該路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該路線の経常費用の額に達していないものうち、市長が補助の対象とする必要があると認めるもの、当該バス路線の運行に係る経費
  - (3) 本市の要請により新規に運行を開始するバス路線、当該バス路線の開設に係る経費
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げるバス路線は、当該バス路線を開設した日の属する年度に限り、補助金の交付の対象とする。

（補助対象経費の額）

第3条 補助対象経費の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める経費、補助対象期間に当該路線の運行によって得た経常収益の額と同期間の当該路線の経常費用の20分の1に相当する額との差額
- (2) 第2条第1項第2号に定める経費、補助対象期間に当該路線の運行によって得た経常収益の額と同期間の当該路線の経常費用との差額
- (3) 第2条第1項第3号に定める経費、次の表に掲げる経費（当該バス路線の開設に要する初期費用として市長が認めるものに限る。）として支出した額（同表に掲げる経費に係る消費税及び地方消費税で、仕入控除を行う場合における当該仕入控除の対象となるものに相当する額を除く。）

人件費、需用費（印刷製本費に限る。）、役務費（通信運搬費及び広告費に限る。） 委託料（システム開発及びホームページの更新に係る委託料に限る。） 工事請負費、備品購入費（パーソナルコンピュータを除く。）
--

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1項第1号に定める経費に対する補助金、前条第1号に規定する補助対象経費の額に、市内走行キロ程を当該路線走行キロ程で除した数に乗じて得た額
- (2) 第2条第1項第2号に定める経費に対する補助金、前条第2号に規定する補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 第2条第1項第3号に定める経費に係る経費に対する補助金、前条第3号に規定する補助対象経費の額に100分の100を乗じて得た額

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金（第2条第1項第3号に定める経費に対するものを除く。）の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象期間の旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第211号）第2条第2項の営業報告書

- (2) 補助対象期間の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度を表す書類

- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金（第2条第1項第3号に定める経費に対するものに限る。）の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする会計年度内に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- (4) 事業の実施状況が確認できる写真等
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前2項の規定による申請があったときは、規則第4条、第6条及び第12条の規定にかかわらず、規則第20条の規定に基づき手続を併合及び省略して規則第13条に規定する補助金等確定通知書により申請をした者に通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月26日から施行する。

## 和歌山市バス路線維持費特別補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第15条の2第1項に規定する路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「バス事業者」という。)から同項の規定による路線の廃止に係る事業計画の変更について、申入れがあった場合において、当該バス事業者と当該申入れに係る路線の運行の継続について協議をし、当該協議の調ったものについて、当該バス事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、当該路線の運行の継続を図り、もって市民の生活交通の確保に寄与することを目的とする。

### (補助対象路線)

第2条 補助金の交付の対象となる路線は、前条の申入れに係る路線(当該路線が本市の区域に含まれるものに限る。以下この条及び次条において「廃止予定路線」という。)で、次に該当するものとする。

(1) 前条の申入れがあった日(以下この条において「申入れ日」という。)前の直近の9月30日(当該申入れ日が9月30日である場合においては、当該申入れ日)前1年間に当該廃止予定路線の運行により得た経常収益の額を当該期間における当該廃止予定路線に係る経常費用で除して得た数値が100分の4.5以上であること。

(2) 前条の協議において、バス事業者が、この要綱による補助金の交付を受けることを条件として、当該協議に係る廃止予定路線を引き続き1年間運行することについて同意をしていること。

2 市長は、前項第1号に該当しない廃止予定路線で、当該廃止予定路線が廃止されたならば地域の住民の生活に著しい影響を及ぼすおそれがあるものと認めると認め、バス事業者と協議を行い、バス事業者がこの要綱による補助金の交付を受け、当該廃止予定路線を引き続き1年間運行することについて同意をしたときは、当該廃止予定路線を補助金の交付の対象とすることができる。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 市長は、前条第1項第2号又は同条第2項の同意に基づきバス事業者が廃止予定路線を引き続き運行する1年間(以下この条及び次条において「運行継続期間」という。)に当該運行継続期間における当該廃止予定路線に係る経常費用の額から当該バス事業者が当該廃止予定路線の運行により得る経常収益の額を控除して得た額に100分の100を乗じて得た金額を当該バス事業者に対して交付する。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするバス事業者は、和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号。以下「規則」という。)第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期間内に提出しなければならない。

(1) 運行継続期間を6ごとに区分した期間のうち最初の期間における廃止予定路線の運行系統別輸送実績に基づき作成した運行計画書及び収支予算書

(2) その他市長が必要と認める書類

### (補助金の交付)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。この場合において、概算払において交付する額は、規則第4条第1項の規定により決定した交付

決定金額の2分の1を限度とする。

### (実績報告)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

(1) 運行継続期間における旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書

(2) 運行継続期間における運行系統別輸送実績報告書及び平均乗車密度を表す書類

(3) その他市長が必要と認める書類

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

2 この要綱は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がされた補助金については、この要綱の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

和歌山市地域バス運営補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の交通不便地域において地域の住民が主体となって地域バスを運行しようとする団体に対する支援及び当該団体が地域バスを運行するために要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することに關し、和歌山市補助金等交付規則(平成2年規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「交通不便地域」とは、市内に存する鉄道駅及びバス停(1日の運行便数が4便(2往復)以下の路線にある既存のバス停を除く。)からおおむね500メートル以上離れている地域をいう。

2 この要綱において「地域バス」とは、交通不便地域における地域住民の生活交通手段の確保を目的とし、地域の住民が主体となって運営するバスをいう。  
(地域組織の登録)

第3条 交通不便地域に住所を有する者は、地域バスの運行を営もうとときは、当該運行の準備のための団体を組織し、当該団体について市長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする団体は、地域組織設立登録申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に掲げる事項について定めた団体の規約又はこれに代わる書類

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 構成員の資格に関する事項

オ 代表者に関する事項

(2) 団体の構成員を明らかにする書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請に係る団体を登録するものとする。

(1) 10人以上の者をもって組織されている団体であること。

(2) 団体の構成員の半数以上が交通不便地域に住所を有すること。

(3) 代表者が選任されていること。

(4) 民主的な運営の下、自主的に次に掲げる活動を営むものであること。

ア 地域バスの運行計画(以下単に「運行計画」という。)の策定

イ 地域バスに対する需要の調査

ウ 地域バスの運行開始後の利用促進についての検討

(5) 団体の構成員に対し不当な差別的取扱いをしないものであること。

4 前項の規定により登録を受けた団体(以下「地域組織」という。)が運行計画を策定しようとするときは、運行経路、運行車両その他運行計画に策定する事項について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

5 運行計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 運行経路及び停留所に関すること。

(2) 運行日及び運行ダイヤに関すること。

(3) 運行車両に関すること。

(4) 運賃に関すること。

(運営協議会の登録)

第4条 地域組織は、運行計画を策定し、当該運行計画に基づき地域バスの運営を行うようとする場合においては、当該運営を行う協議会を組織するものとする。

2 前項の協議会は、地域バス導入検討申請書(別記様式第2号)に運行計画及び次に掲げる書類を添えて市長に提出し、当該協議会について市長の登録を受けけるものとする。

(1) 協議会の規約その他これらに相当するものを記載した文書

(2) 地域バスの需要に関する調査結果

(3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、当該提出をした協議会を登録するものとする。

4 市長は、第2項の規定により提出された運行計画について、これを審査し、適当と認めるときは、和歌山市地域公共交通会議を開くものとする。

(地域バスの運行)

第5条 前条第4項の和歌山市地域公共交通会議において同項の運行計画についての協議が調ったときは、同条第3項の規定により市長の登録を受けた協議会(以下「地域バス運営協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けけるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、地域バス運営協議会は、前項の許可を受けず、一般旅客自動車運送事業者(法第9条第6項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者をいう。次条において同じ。)に地域バスの運行を委託することができる。  
(自動車等の貸与)

第6条 市長は、地域バス運営協議会が第4条第4項の運行計画(同項の和歌山市地域公共交通会議において協議が調ったものに限る。)に基づき地域バスを運営する場合において、公益上必要があると認めるときは、当該地域バス運営協議会に対し、当該地域バスの用に供する自動車を貸与することができる。

2 前条第2項の規定により地域バス運営協議会が地域バスの運行を一般旅客自動車運送事業者に委託した場合の前項の規定の適用については、同項中「地域バス運営協議会が」とあるのは、「前条第2項の規定により地域バスの運行を委託された一般旅客自動車運送事業者が」と、「公益上」とあるのは「公益上特に」と、「地域バス運営協議会に」とあるのは「一般旅客自動車運送事業者に」とする。

3 第1項及び前項の規定は、地域バスの停留所の用に供する設備について準用する。この場合において、第1項中「用に供する自動車」とあるのは、「停留所の用に供する設備」と読み替えるものとする。

(運行実績の報告)

第7条 地域バス運営協議会は、各月の1便ごとの各停留所での乗降者数その他の地域バスの輸送実績及び収支の状況を翌月10日までに市長に報告しなければならない。  
(補助金の交付)



第8条 市長は、年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。次条において同じ。）ごとに、運賃収入の額及び地域住民等の寄附金、協賛金その他の収入の額を合計した額が、地域バスの運行に要する経費の額に満たないときは、その差額について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助対象経費の額）

第9条 補助金の交付の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）の額は、各年度における地域バスの運行に要した経費（第5条第2項の規定により地域バスの運行を委託した場合にあっては、当該委託に係る委託料。次項において同じ。）の額から当該地域バスの運行によって得た運賃収入の額及び地域住民等から受けた寄附金、協賛金その他の収入の額を合計した額を控除して得た金額とする。

2 前項に規定する地域バスの運行に要した経費には、次に掲げる経費のうち地域バスの運行に要するものとして市長が必要と認められるものを計上することができる。

- (1) 人件費（運転手及び運行管理者に要する経費に限る。）
- (2) 燃料費
- (3) 車両整備費（タイヤ及び油脂の交換その他修繕に要する経費に限る。）
- (4) 車両管理費（自動車重量税、自動車税、自動車損害賠償責任保険料、自動車検査費用その他車両の保管及び維持に要する経費に限る。）
- (5) 保険料（自動車任意保険料及び自動車損害賠償保険料に限る。）
- (6) 広告費（時刻表、パンフレット等の作成に要する経費に限る。）
- (7) 事務費（消耗品費、通信費運搬費及び備品購入費に限る。）
- (8) 初期経費（車両の登録費用、事業の許可及び認可に要する経費その他地域バス路線の開設に要する経費として市長が認めるものに限る。）
- (9) その他市長が必要と認める経費（補助金の額）

第10条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる路線の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

- (1) 地域バスの運行経路の1.0分の5が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域を対象とする路線 前条第1項の規定による補助対象経費の額に、地域バスの運行を開始する日からその日後の最初の3月31日までの期間における地域バスの運行（以下この条において「試験運行」という。）の期間にあっては1.00分の9.0を、試験運行の終了後における地域バスの運行（次号において「本格運行」という。）の期間にあっては1.00分の8.0を乗じて得た額
- (2) 地域バスの運行経路の1.0分の5が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域を対象とする路線 前条第1項の規定による補助対象経費の額に、試験運行の期間にあっては1.00分の9.0を、本格運行の期間にあっては1.00分の8.5を乗じて得た額（補助金の交付申請）

第11条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書（別記様式第3号）
- (2) 地域バスの運行を委託した場合にあっては、運行委託に要する経費の内訳を記載した書類

(3) 地域バス運行計画書

(4) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第12条 規則第12条に規定する補助金等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 収支決算書（別記様式第4号）

(2) 事業報告書

(3) 地域バスの運行を委託した場合にあっては、運行委託に係る報告書

ア 損益明細表

イ 輸送実績報告書

(4) その他市長が必要と認める書類

（概算払）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の見込額の2分の1に相当する額を超えない範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行前において組織された地域バスの運営を目的とする団体で、当該団体が作成した運行計画について和歌山市地域公共交通会議において協議が調っているものについてのこの要綱の規定の適用に関しては、当該団体を第4条第3項の規定による市長の登録を受けた地域バス運営協議会とみなす。

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

平成25年度 外部評価非公開事業

	分野別 目標	政策	施策	事業名	担当課	担当委員	外部評価結果		担当課評価	
							事業内容	コスト	事業内容	コスト
1	1 安心して、安全に暮らせるまち	1 総合防災対策の充実	1 災害に強いまちづくりの推進	水路維持事業	下水道管理課	吉村委員長 池永委員 小西委員 辻委員 中村委員 和中委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
2	1 安心して、安全に暮らせるまち	1 総合防災対策の充実	3 災害等に強い体制づくりの推進	防災行政無線等整備事業	総合防災課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	拡大	充実	拡大
3	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	乳幼児等医療費助成事業	こども家庭課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
4	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	母子寡婦福祉貸付金事業	こども家庭課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
5	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	母子生活支援施設運営事業	こども総合支援センター	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	拡大	充実	拡大
6	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	つどいの広場事業	子育て支援課	吉村委員長 池永委員 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
7	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	次世代育成支援行動計画推進事業	子育て支援課	吉村委員長 池永委員 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
8	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	延長保育事業	保育課	吉村委員長 池永委員 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
9	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	3 子育て支援の充実	1 子育て支援の充実	一時保育事業	保育課	吉村委員長 池永委員 小西委員 下村委員 辻委員 古川委員	現状維持	現状維持	現状維持	現状維持
10	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4 社会保障制度の充実	1 社会保障制度の充実	国民健康保険資格賦課事務事業	国保年金課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
11	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4 社会保障制度の充実	1 社会保障制度の充実	国民健康保険給付事業	国保年金課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
12	2 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4 社会保障制度の充実	1 社会保障制度の充実	特定健康診査等事業（メタボリックシンドロームに着目した健診）	国保年金課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持

※各事業に対する評価内容や意見については、各「事業シート」の行政評価委員会意見をご覧ください。

平成25年度 外部評価非公開事業

	分野別 目標	政策	施策	事業名	担当課	担当委員	外部評価結果		担当課評価	
							事業内容	コスト	事業内容	コスト
13	2個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4社会保障制度の充実	1社会保障制度の充実	特定保健指導事業（メタボリックシンドローム解消のための生活習慣の改善指導）	国保年金課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
14	2個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	4社会保障制度の充実	1社会保障制度の充実	人間ドック事業	国保年金課	末吉副委員長 池永委員 片山委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
15	2個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	5人権尊重社会の実現	2男女共生社会の実現	男女共生推進センター事業	男女共生推進課	吉村委員長 末吉副委員長 片山委員 小西委員 下村委員 中村委員	充実	現状維持	充実	拡大
16	2個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち	5人権尊重社会の実現	2男女共生社会の実現	男女共生推進センター（みらい）施設管理事業	男女共生推進課	吉村委員長 末吉副委員長 片山委員 小西委員 下村委員 中村委員	現状維持	縮小	充実	現状維持
17	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	1観光客受入体制の整備	和歌山公園施設整備事業（公園内施設のバリアフリー化、トイレの男女分離、ライトアップ設備等）	和歌山城整備企画課	吉村委員長 池永委員 小西委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	充実	拡大
18	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	1観光客受入体制の整備	観光案内事業（観光案内所の設置等）	観光課	吉村委員長 池永委員 小西委員 辻委員 中村委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
19	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	1観光客受入体制の整備	友ヶ島管理事業（友ヶ島内施設等の維持管理、標識の増設等）	観光課	吉村委員長 池永委員 小西委員 辻委員 中村委員 和中委員	現状維持	縮小	現状維持	現状維持
20	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	2観光客の誘致	観光情報発信事業（観光宣伝ポスター、パンフレット等の制作等）	観光課	末吉副委員長 片山委員 辻委員 中村委員 古川委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
21	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	2観光客の誘致	観光イベント事業（紀州おどり、和歌祭、スイム駅伝）	観光課	末吉副委員長 片山委員 辻委員 中村委員 古川委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
22	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	2観光客の誘致	観光支援事業（市民グループや観光関連団体が実施するイベント等への助成）	観光課	末吉副委員長 片山委員 辻委員 中村委員 古川委員 和中委員	充実	現状維持	現状維持	現状維持
23	3市民と地域がつくる元気なまち	3観光の振興	2観光客の誘致	コンベンション推進事業（各種学会、大会の誘致活動）	観光課	末吉副委員長 片山委員 辻委員 中村委員 古川委員 和中委員	充実	拡大	現状維持	現状維持
24	4自然環境と都市基盤が調和した快適なまち	3住環境の整備	1居住環境の整備	定住化促進事業（持ち家住宅の新築奨励）	住宅政策課	吉村委員長 末吉副委員長 片山委員 小西委員 下村委員 中村委員	廃止	ゼロ	現状維持	現状維持

※各事業に対する評価内容や意見については、各「事業シート」の行政評価委員会意見をご覧ください。

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	水路維持事業
-------	--------

位置づけ	所 管	建設	局	下水道	部	下水道管理	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	安心して、安全に暮らせるまち		政策	総合防災対策の充実	
	根拠法令及び個別計画	施策	災害に強いまちづくりの推進		取組	重点	土砂災害・水害の予防対策の推進
	3つのキーワード	いのちを守る	○	人と文化を育てる		ふるさと力を高める	
	関連課・関連事業						
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度		終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
		市街化区域の水路	市街化区域にある法定外水路等当課管理の水路の通水管理		
事業の内容	泥、ゴミ等の堆積により水路の通水機能が損なわれている場合に浚渫をすることにより、適正な通水機能が保たれた状態とする。 また、頻繁に堆積する場所については底面等にコンクリート打ちの工事を行い対応する。 業務の工程は、地元等からの要望により現場確認を行い、必要性を認めた場合、業者へ委託し、業務を行う。また、業務完了後は報告を受け、担当職員が検査をすることにより完了する。				

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)		
	25年度当初予算	102,001	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源	102,001	35,874	137,875	常勤 4.67 非常勤 0.57
	24年度決算	111,394				7,153	104,241	35,874	147,268	常勤 4.67 非常勤 0.57	
	23年度決算	102,735	4,100			13	98,622	38,218	140,953	常勤 4.73 非常勤 0.48	
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	水路維持修繕委託料 緊急工事委託料	30,165千円 18,564千円	水路維持修繕工事請負費 所々修繕料		13,000千円 10,000千円					

活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	要望受付件数	件	目標						目標は掲げられない
			実績	119	116	100	129		
			達成率						
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	長期総合計画		目標						
実績									
達成率									



平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	業務の内容が他市との比較になじまない	未実施都市の有無
			有 ・ 無

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	泥、ゴミ等の堆積により水路の通水機能が損なわれれば、防災・環境の両面で安全で快適な市民生活を損なうことになる。
---------------	---

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

行政評価委員会 評価				
事業内容の方向性	充実			
	現状維持		○	
	縮小			
	廃止			
		ゼロ	縮小	現状維持
コスト投入方向性				

担当課評価の根拠	<p>近年、住宅開発の増加等により、水路内の泥、ゴミ等の堆積が増加している。</p> <p>なお、昨年度より水路敷の泥上げ場の草刈の費用が増大していることへの対策として、土間コン工事を多く実施できるよう改善している。</p>
----------	--

見直し・改善(案)	
※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。	

行政評価委員会意見	・集中豪雨による水害が多くなっている状況があるので、市民への啓発も行いながら計画どおりに事業を進めていただきたい。
-----------	---

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	防災行政無線等整備事業
-------	-------------

位置づけ	所 管	危機管理	局	危機管理	部	総合防災	課	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	安心して、安全に暮らせるまち	政策	総合防災対策の充実			
	根拠法令及び個別計画	施策	災害等に強い体制づくりの推進	取組	重点	情報収集・伝達システムの整備 ○		
	3つのキーワード	いのちを守る	○	人と文化を育てる	ふるさと力を高める			
	関連課・関連事業							
	事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】						

事業概要	事業期間	開始年度	平成9年度		終了年度				
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)						
		市民	防災行政無線等を整備し、災害発生時に迅速に情報伝達を行う。						
事業の内容	防災行政無線等(屋外拡声子局124局、戸別受信機346機)の維持管理及び拡充 ○活動指標における「無線の性能確認した数」について…屋外拡声子局及び戸別受信機の性能確認は、定期的なポーリング(屋外拡声子局への状態要求)試験及び毎日17時の定時放送を行うことで作動確認している。 ○市民への周知、啓発について…定時放送や警報発令時などの防災行政無線の放送で周知している。また、設置場所や放送する情報などはホームページに掲載するとともに、昨年9月の和歌山市広報紙においても啓発活動に努めている。 ○一部委託…防災行政無線の親局及び屋外拡声子局について、メーカー保守会社の西菱電機㈱大阪支社に定期点検を委託するとともに、故障などの対応も迅速にできるよう、24時間受付体制を整えている。								

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)		
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源		常勤	非常勤	
	25年度当初予算	252,237			206,400		45,837	20,576	272,813	2.71	0.28
	24年度決算	22,121		101	1,500		20,520	20,576	42,697	2.71	0.28
	23年度決算	30,744	5,700	1,520	3,400		20,124	11,998	42,742	1.56	0.04
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	防災行政無線メール連携(14,199千円)、防災行政無線の増設(17局)(220,011千円)									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		防災行政無線屋外拡声子局設置数	箇所	目標	153	153	153	153	153	153	現在：沿岸部71箇所、小学校53箇所配備し、市内住居地域の約54%をカバーしており、あと30箇所増設し約66%に引き上げる。
				実績	123	123	123	124			
	長期総合計画	○	達成率	80.39%	80.39%	80.39%	81.05%				
	成果指標	防災行政無線の性能確認した数	箇所	目標	464	464	464	464	464	464	上記の拡声子局に戸別受信機を加えた数で、子局30箇所の増設を目標としている。
				実績	363	415	415	470			
長期総合計画				○	達成率	78.23%	89.44%	89.44%	101.29%		
成果指標	防災行政無線の維持管理	%	目標	100	100	100	100	100	100	市民に緊急情報を確実に伝達するために、防災行政無線の維持管理を行う。	
			実績	100	100	100	100				
			長期総合計画	○	達成率	100.00%	100.00%	100.00%			100.00%
成果指標	防災行政無線の可聴範囲(伝達面積の割合)	%	目標	66	66	66	66	66	66	現在：沿岸部71箇所、小学校53箇所配備し、市内住居地域の約54%をカバーしており、あと30箇所増設し約66%に引き上げる。	
			実績	53	53	53	54				
			長期総合計画	○	達成率	80.30%	80.30%	80.30%			81.82%

## 平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

<b>他都市の状況</b>	<b>比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)</b>	総務省の市町村防災行政無線整備状況（平成25年3月31日現在）では、都道府県別に整備率が発表されており、和歌山県は整備率（整備市町村数/全市町村数）100%となっており、同報整備率（同報系整備数/市町村数）は100%、移動整備率（移動系整備数/市町村数）は93.3%となっており、いずれも高い整備率となっている。 整備率で、低いのは兵庫県（78%）、香川県（76.5%）福岡県と佐賀県（75%）、大分県（77.8%）となっている。 和歌山県の同報デジタル整備率（同報デジタル整備数/全市町村数）は、26.67%、移動デジタル整備率（移動デジタル整備数/全市町村数）は、6.67%と他と比べて低い整備率となっている。	未実施都市の有無  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 20px; font-weight: bold;">有</span> </div> ・ 無
---------------	--------------------------------------	---	---

<b>事業の点検</b>	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input checked="" type="checkbox"/> 増加している <input type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
	<input type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input checked="" type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input checked="" type="checkbox"/> 負担は求められない <input type="checkbox"/> 適正である

<b>廃止又は休止した場合の影響</b>	市民に対して災害時の緊急情報を直接伝えることが出来る装置であり、廃止又は休止することは考えられない。
----------------------	--

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)					
事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

行政評価委員会 評価					
事業内容の方向性	充実				○
	現状維持				
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

<b>担当課評価の根拠</b>	東日本大震災以降、防災行政無線の重要性や、国や県から新しく「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海3連動地震」の津波浸水想定が発表されたことから、情報伝達に関する市民の関心が非常に高くなっている。
-----------------	--

<b>見直し・改善(案)</b>  ※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。	防災行政無線拡声子局の増設のほか、他の伝達手段として防災行政無線の情報を携帯電話にメール配信するサービスを開始する予定です。 今後についても、市民により早く情報を伝達できる手段を調査・研究することとしています。
---	--

<b>行政評価委員会意見</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独居老人にも情報を伝えるシステム、携帯電話の活用など、情報伝達方法についてさらに工夫すべき。</li> <li>・ 災害時の市役所屋上の親局に対する危機管理についても検討すべき。</li> </ul>
------------------	---

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	乳幼児等医療費助成事業
-------	-------------

位置づけ	所 管	福祉 局 こども未来 部 こども家庭 課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標 個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち 政策 子育て支援の充実 施策 子育て支援の充実 取組 重点 家庭における子育て支援
	根拠法令及び個別計画	和歌山市乳幼児等医療費の支給に関する条例及び規則
	3つのキーワード	いのちを守る 人と文化を育てる ○ ふるさと力を高める
	関連課・関連事業	
	事業実施方法	■ 全部直営 □ 一部委託 □ 全部委託 □ 補助金等交付事務 □ その他【 】

事業概要	事業期間	開始年度 昭和48年 終了年度
	事業の目的	対象者(誰を・何を) 意図(どういう状態にしたいのか) 通院については小学校就学前、入院については小学校卒業前の児童 医療費等の助成を行うことにより、乳幼児等の健康の保持及び増進に寄与し、子育て支援の一環として、児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
	事業の内容	和歌山市の在住する就学前の乳幼児及び小学生の児童の保護者に対して、乳幼児等の受けた保険診療の医療費に係る自己負担分を助成する。(所得制限あり) ただし、小学生は入院時のみ助成。 原則として、県内で受診の場合は現物支給として医療機関等に医療費を支払い、県外で受診の場合は、受給者からの申請により償還払いとする。

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源			
	25年度当初予算	662,607		321,521		10	341,076	12,414	675,021	常勤 1.25 非常勤 1.7
	24年度決算	652,992		320,191		1,509	331,292	12,414	665,406	常勤 1.25 非常勤 1.7
	23年度決算	647,598		314,880		1,124	331,594	10,371	657,969	常勤 1.03 非常勤 1.09
25年度当初予算 主な内訳(千円)	扶助費 633,459千円 手数料 26,502千円 通信運搬費 1,773千円									

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		受給者数	人	目標						
				実績	18,601	18,411	18,431	18,465		
	長期総合計画		達成率							
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
償還件数		件	目標							
長期総合計画		実績	2,618	2,594	2,676	2,492				
長期総合計画		達成率								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
		助成件数	件	目標						
				実績	281,303	308,224	307,305	311,642		
	長期総合計画		達成率							
	成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
助成件数		件	目標							
長期総合計画		実績								
長期総合計画		達成率								





平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	母子寡婦福祉貸付金事業
-------	-------------

位置づけ	所 管	福祉	局	こども未来	部	こども家庭	課
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち		政策	子育て支援の充実	
	根拠法令及び個別計画	施策	子育て支援の充実		取組	重点	保護・援助を必要とする子どもへの支援
	3つのキーワード	いのちを守る		人と文化を育てる	○	ふるさと力を高める	
	関連課・関連事業	高等技能訓練促進費等事業					
	事業実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 全部直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	平成9年度	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
		母子及び寡婦	福祉資金の貸付により、生活の経済的安定と福祉の増進を図ることを目的とする。		
事業の内容	母子及び寡婦福祉法第13条に基づき、申請があった場合審査を行い、各種福祉資金を貸し付ける。				

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)		
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源		常勤	非常勤	
	25年度当初予算	176,310			30,200	129,563	16,547	6,409	182,719	0.63	0.83
	24年度決算	156,471			28,000	113,718	14,753	6,409	162,880	0.63	0.83
	23年度決算	160,940			31,200	113,649	16,091	14,795	175,735	1.48	1.44
25年度当初予算 主な内訳(千円)	貸付金 174,774		事務費 1,536								

評価指標	活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠	
		新規貸付申請件数	件	目標	/	/	/	/	/		/
				実績	166	163	118	125			
				達成率							
		長期総合計画									
	成果指標	審査会開催数	回	目標	5	5	5	5	5		新規貸付申請件数を考慮すると年間5回程度の開催が適当であると考えている。
				実績	5	5	5	5			
				達成率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%			
		長期総合計画									
		貸付者数	人	目標	350	350	300	300	280		
実績	321			288	263	257					
達成率	91.71%			82.29%	87.67%	85.67%					
長期総合計画											
償還率(現年度)	%	目標	100	100	100	100	100		滞納額を増やさないよう、現年度分に関してはすべての金額を返してもらうという意味で100と設定する。		
		実績	86.9	84.5	83.5	82.3					
		達成率	86.90%	84.50%	83.50%	82.30%					
	長期総合計画										

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 2/2

他都市の状況	比較参考値 (中核市の状況、国等の基準との比較等)	国の法律に基づく事業であり、その基準どおり実施している。	未実施都市の有無
			有 ・ <b>無</b>

事業の点検	妥当性評価(事業ニーズはあるか)	妥当性評価(事業手段は妥当か)
	<input type="checkbox"/> 増加している <input checked="" type="checkbox"/> 横ばい <input type="checkbox"/> 減少している	<input checked="" type="checkbox"/> 現行の手段でよい <input type="checkbox"/> 一部見直しが必要 <input type="checkbox"/> 見直しが必要
	妥当性評価(官民の役割は妥当か)	有効性評価(更に効果が期待できるか)
	<input checked="" type="checkbox"/> 市が行うべき <input type="checkbox"/> 他の主体との協働も可能 <input type="checkbox"/> 市が行う必要性は薄れている	<input checked="" type="checkbox"/> できる <input type="checkbox"/> あまりできない <input type="checkbox"/> できない
	効率性評価(事業費を抑制できるか)	効率性評価(受益者負担の見直しはできるか)
	<input type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> 制約はあるが可能性はある <input type="checkbox"/> できない	<input type="checkbox"/> 見直しが必要 <input type="checkbox"/> 負担は求められない <input checked="" type="checkbox"/> 適正である

廃止又は休止した場合の影響	国の制度であるため、廃止はできないが、仮に廃止した場合、母子家庭の母等が自立する機会を失う可能性がある。
---------------	--

担当課 評価(一箇所に“○”を記入)					
事業内容の方向性	充実				
	現状維持		○		
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

行政評価委員会 評価					
事業内容の方向性	充実				
	現状維持		○		
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入方向性					

担当課評価の根拠	件数としては減少しているものの、少子化や公立高校の無償化といった事情を考慮に入れると、国の制度ということもあり、現状の方法で問題ないとする。
----------	--

見直し・改善(案)	※担当課評価において、「事業内容」、「コスト投入」の方向性が共に「現状維持」又は「事業内容の方向性」が「廃止」の場合は、記載不要です。
-----------	---

行政評価委員会意見	・引続き、償還率を上げる努力をしながら、計画どおりに事業を進めていただきたい。
-----------	---

平成25年度 外部評価ヒアリング 事業シート 1/2

事務事業名	母子生活支援施設運営事業
-------	--------------

位置づけ	所 管	福祉 局		こども未来 部	こども総合支援センター	
	長期総合計画における位置づけ	分野別目標	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち		政策	子育て支援の充実
		施策	子育て支援の充実		取組 重点	子どもが健やかに育つことができる環境づくり
	根拠法令及び個別計画	児童福祉法第38条				
	3つのキーワード	いのちを守る	人と文化を育てる	○	ふるさと力を高める	
	関連課・関連事業	なし				
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 全部直営 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付事務 <input type="checkbox"/> その他【 】					

事業概要	事業期間	開始年度	昭和29年	終了年度	
	事業の目的	対象者(誰を・何を)	意図(どういう状態にしたいのか)		
事業の内容		配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童 市内にある2つの施設(市立和歌山白百合園、県立和歌山すみれホーム)及び必要によりその他の施設への入所調整や入所後の調査等を行う。 施設については、平成18年度より指定管理制度を導入し、管理運営している。 指定管理者：公益社団法人(平成24年度までは社団法人)和歌山県母子寡婦福祉連合会 モニタリングの結果：施設側は利用者からの意見を把握し、即時現状調査を行い、適正な対応を行っている。 《入所までの流れ》 入所の相談(来所)→申請受理→施設との入所調整→入所希望者による施設見学→和歌山市福祉事務所長が利用決定→入所に同行→現況調査(年1回)			

コスト	事業費及び人件費の推移	事業費(千円)	(財源内訳) ※人件費は除く				人件費(千円)	年間経費(千円) (事業費+人件費)	従事職員数(人)	
	25年度当初予算	66,049	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財	一般財源	5,456	71,505	常勤 0.68 非常勤 0.19
	24年度決算	56,365	25,100			6,495	24,770	5,456	61,821	常勤 0.68 非常勤 0.19
	23年度決算	51,318	20,922			8,997	21,399	6,213	57,531	常勤 0.78 非常勤 0.12
	25年度当初予算 主な内訳(千円)	母子生活支援施設措置委託料(26,139千円) 母子生活支援施設入所扶助費(39,910千円)								

活動指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	相談件数	件	目標						事業の性質上、目標設定は困難であるため、目標値は定めていない。
			実績	不明	24	19	15		
			達成率						
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	長期総合計画		目標						
実績									
達成率									

成果指標	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	和歌山市措置世帯数(延) (白百合園と他施設の和歌山市措置世帯)	世帯	目標						事業の性質上、目標設定は困難であるため、目標値は定めていない。
			実績	213	178	214	189		
			達成率						
	指標名	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	全体目標値	目標値の設定根拠
	退所世帯数	世帯	目標						事業の性質上、目標設定は困難であるため、目標値は定めていない。
実績			不明	11	7	10			
達成率									